



Title	1920年代ソビエト農村社会の一特質について:農家不分割政策の問題を通して
Author(s)	松井, 憲明
Citation	北海道大學 經濟學研究, 26(4), 293-343
Issue Date	1976-11
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31363
Type	bulletin (article)
File Information	26(4)_P293-343.pdf



[Instructions for use](#)

1920年代ソビエト農村社会の一特質について

—— 農家不分割政策の問題を通して ——

松井憲明

〔一〕、細分された小地片の耕作とそのもとでの近代的な農業改良の適用の排除は、農業生産力上昇の要請と矛盾するものとして、かつてマルクスによって大規模な土地耕作が必要とされたところの根拠であった。¹⁾ エンゲルスもの中に、社会民主党による政治権力掌握が目前に迫ったとの判断のもとで、権力獲得後に小農の分散した個別経営を協同組合的大規模経営に導くと述べ²⁾た。農民小経営のこの細分性、分散性は、1920年代末にソビエト政権のもとで現実に農業の集団化が行なわれようとしたときも同様に——とはいえ、このときはもっぱら都市および工業が要求する商品穀物増加の要請と矛盾するものとしてであったが——その必要性の主たる理論的根拠のひとつとなった。³⁾ この点で、スターリンが1927年末以降の穀物調達危機のなかでその客観的要因を強調すべく、かのネムチーノフの統計表に依拠して、農家の細分性と低い穀物商品化率とを関連づけようとしたことはあまりにも有名である。しかし、ソビエト農村におけるこの細分性は小経営の細分状態一般ではなく、その当時において増大しつつあり以後もいっそう激しくなる傾向を予想されたところの動的過程として存在していたものであって、⁴⁾ すなわち具体的には農家の分割(分家)とそれに伴う農地のますます進行する分割を意味していた。本稿の目的は、この農家の分割と20年代のソビエト政府の農家不分割(недробность крестьянских хозяйств)政策とを検討し、ソビエト初期農村社会の特質を探ることにある。以下問題提起の意味で述べてみたい。⁵⁾

1) 『マルクス・エンゲルス農業論集』(大内力編訳)、岩波文庫、50—52ページ。

2) 同上、174—179ページ。

- 3) И. Сталин, Сочинения, т. 11, стр. 83—90. 根拠の「ひとつ」と述べたのは、他方でコルホーズ建設の必要性が「クラークによる穀物調達の手配」¹⁾との闘争という脈絡においても主張されたからである(たとえば, там же, стр. 4—5.)。この論拠と本文で述べたそれとが矛盾するものであることはすでに示唆されている(レーヴィン『ロシア農民とソヴェト権力』〔荒田洋訳〕, 166ページ)。
- 4) см. там же, стр. 179.
- 5) 以下の叙述において、革命前の農民層分解とそこにおける分家の問題性を検討した筆者の試論(『農業経済研究』第47巻第3号, [1975年] 所収)が下敷となっている。併せて参照されたい。

〔二〕, 1917年に始まるロシアの農村革命(аграрная революция)は、地主所有地等を一掃するとともに、農民社会の経済的同質性を著しく強化し、あるいはそれを創出した。この過程はしばしば、多くの点で極めて不正確にも「中農化(среднячивание)」と呼ばれたが、そこにおける農家移動の特徴は、たんに農家の経営規模の平準化、すなわち半資本家的な農業経営、とくに辺境における資本家の大経営が解体し、土地のなかった、あるいは少なかった農家にそれが分配されたという点にだけでなく、家族の大きさと密接に関連した経営規模の平準化、すなわち農家の経営規模とその家族の大きさの「照応(соответствие)」¹⁾が著しく強まったという点にある。その家族人員の多さにもかかわらず経営が小規模か、あるいはそれを営んでいなかった農家、反対に大きな経営を営んでいた小家族の農家、これらの「標準的でない(ненормальные)」農家はいたるところで減少し、その結果、統計上では、経営規模別の上級の諸群はその平均的家族員数を増やし、下級の諸群は全体として小家族化したようにあらわれた²⁾。しかもこれらの現象は、農村革命の過程で土地の再分配が共同体の割替機構を利用し、口数、働き手等を割当単位として実施されたこととも関連するが、同時にその過程で共同体の構成単位たる農家世帯(двор)自体のあり方が深刻な変動をこうむったことをも反映していた。すなわち農村革命は旧来の家父長制的大家族の体制を復活せず、分家の異常な激化を導き、こうしてロシア農民社会の「伝統」の一角を致命的に掘り崩したのである³⁾。ロシア農村の諸事情のもとで比較的大きな家族の

第1表 農村革命期における農家の小規模化

		農家1戸当り		農家100戸当 り役馬頭数
		家族員数	播種面積	
ソ 連	1917年	6.1人	4.2 dec	133.3
	1920	5.5	3.2	106.2
ロシア共和国	1917	6.1	4.3	139.1
	1920	5.6	3.2	109.6
ウクライナ	1917	6.0	3.7	102.4
	1920	5.2	3.4	91.1
ベロロシア	1917	6.3	3.3	116.3
	1920	5.5	2.3	84.0

資料：Сборник статистических сведений по Союзу ССР. 1918—1923. М., 1923, стр. 107.

農家はしばしば「大」経営であったから、「中農化」なる過程は、これらの農家の分家の単純な結果という一面をもつ。農村革命を経て農家と農地は決定的に細分化された（第1表参照⁴⁾）。その結果、「個別的農家経営は一団となって小規模化、均一化し、労働、農具および家畜の低生産性という小農業の否定的特徴のすべてを一様にした。このことは1916年と1921年とで役馬1頭当り播種面積が5分の1以上減少したことにより示される。男女の働き手1人当り労働量をもし正確に評価できるとすれば同じことがいえるであろう。播種面積減少の結果として労働生産性は低下した。土地と生産諸手段はより多数の農家単位に分散し、より不合理に利用された⁵⁾」。

- 1) А. Хрящева, Групповой состав крестьянства после революции (Очерк), — «Экономическое расслоение крестьянства в 1917 и 1919 гг.», М., 1922, стр. 9—19. だからフリャンチョーヴァ (旧ゼムストヴォ統計家, 当時ロシア共和国 [のちのソ連邦] 中央統計局農業調査課主任) がこれらの過程を特徴づけて、農民の「階級的構造が崩壊した」とか「農民の階級的構成の性格が弱まった」と述べるとき、そこには、農家の播種面積が革命前に比してますます家族の大きさに依存するようになったという意味もまた含まれている (とくに、она же, Крестьянство в войне и революции, — «Вестник статистики», 1920, No. 9—12, стр. 37—38)。この側面は彼女の農村革命論をより全面的たらしめたメリットであったとともに、後述のごとく([四] 節註(1)参照) ここには

チャヤーンノフらの影響も見出される。

- 2) これらの現象を示すフリヤンチョーヴァの統計が中山弘正氏により紹介されている(同氏「新経済政策下の経済過程」, 宇野弘蔵監修, 講座『帝国主義の研究』, 第2巻, 1975年, 319—321ページ, 参照)。
- 3) タンボフ県モルジャンスク郡ヴィリヤーチノ村の民俗学的研究のなかでクルピヤンスカヤ女史が述べているところによれば, この村における「大量の分家」は1918年秋から1921年にかけて起った(この時期はちょうどモルジャンスク郡の「クラーク暴動」からアントーノフ叛乱の最終的鎮圧にいたる時期に一致する)。その結果, これまで外延的に拡大してきたこの村の近くにひとつの分村(поселок)が形成された。1918年から1930年までに農家数は375戸から487戸と約30%増加したが, 増加分のうち相当数が上述の時期に属したであろう(П. Кушнер [ответст. ред.], Село Вирятино в прошлом и настоящем, М., 1958, стр. 205)。農村革命期における分家の異常な増大(ボリジャーコフの評価によれば, 年平均分割率は, 1911—14年が1.7%, 1914—17年が0.3%であったのに対し, 1917—20年は3.3%)の原因として, 戦争から帰還した農民兵士の要求, 革命期における家父長的権威の失墜等をあげうるが(T. Shanin, The Awkward Class, London, 1972, pp. 157—158), より根本的には, 農村革命にいたるロシア近代の農民運動の過程で大きな役割を演じたであろう農村青年にとって, そもそも反地主闘争と分家のための「世代間の闘争(борьба поколений)」とが切り離しがたく結びついていたという事情こそ重要であろう。「行政当局に対する反逆の行為のなかには, しばしば彼らの親, 年長者の権威に対する反逆の行為が隠されていた」のである(J. Mavor, An Economic History of Russia, 2nd ed., vol. 2, N. Y., 1965, p. 267)。したがって, ロシア資本主義が農民のあいだに定着させた「個人主義的傾向」——しかしこれは後述するように, 必ずしも小商品生産者のそれではない——の歴史的不可逆性, それがまた反地主制の闘争と結びつくことによりロシア資本主義の廃絶に寄与するという歴史的逆説, これらのことを農村革命期における分家の展開のなかに認めることができるように思う。
- 4) この点で細分化の過大評価を繰り返かえし戒めている現代ソ連史家ダネーロフ氏の見解に触れておく必要があろう。第一に氏は農村革命における土地細分化に対する反対傾向, すなわち農民的土地所有の増大を指摘する。第二に氏は1920年代を通して農家1戸当りの土地利用が減少しなかったことを強調する(以上, たとえば, В. Данилов, Земельные отношения в советской доколхозной деревне, —《История СССР》, 1958, No. 3, стр. 94—95)。第三に氏はガザローヴァの研究(К. Газарова, Статистические источники о дроблении крестьянских хозяйств в 1921—1929 гг., —《Источниковедение истории советского общества》, вып. II, М., 1968, その他)に拠りつつ, 農家の細分化が決して階級分化の基本的性格(ソビエトのもとでの「中農」)の相対的増

大なるもの)を否定するものではなかったとする (В. Данилов, Основные итоги и направления изучения советского крестьянства,—《Проблемы аграрной истории советского общества》, М., 1971, стр. 229—230)。

しかし、第一の点についていえば、氏は革命前後の農家の分与地所有面積を比較しているが、重要なことはその経営規模の縮小にこそあり、すなわち、革命前に地主地の借地その他の形態をとって事実上拡張されていた農家の経営こそが大量に分割されたという点にある。第二、第三の点についていえば、これらの現象は平時における分家後の農家の経営拡大の動きをも反映するものであって、他方での細分化の過程と矛盾するものでなく、むしろ後者を前提するものである。氏の見解の背後には、おそらく、スターリン・ネムチーフ表に対する氏の批判的評価がある。しかしその批判のためにはより立ちいった分析が必要なのではなからうか。

- 5) フリヤンチョーヴァの言葉 (L. Volin, *A Century of Russian Agriculture*, Cambridge, 1970, p. 139 より引用)。とはいえ、このことは、彼女も述べているように、農民経済が自給的現物経済に戻ったことを決して意味しない (Хрящева, *Крестьянство.....*, стр. 40)。この点でスターリン・ネムチーフ表は事態を遙かに過大評価している。それによれば、第一次世界戦争直前期と1926/27年とで穀物商品化率——とはいえ粗収量に対する農村外 (внедеревенский) 流通部分の比とされている——は、それぞれ26.0%および13.3%とされ、あたかも革命を経て商品化率が半減したかのごとく描かれている (Сталин, *Указ. соч.*, стр. 85; В. Немчинов, *Избранные произведения*, т. 2, стр. 107)。しかしカーチによればこの統計は非科学的であり、戦前の数学は実は農村外のみならずその内部をも含めた総流通部分の比をあらわすものであって、比較のためには1926/27年に関してもこの総流通部分をとらなければならない (J. Karcz, 'Thoughts on the Grain Problem,' *Soviet Studies*, vol. XVIII, No. 4, [1967], pp. 403—404)。1926/27年において穀物粗収量は7,839,200トン、総流通部分 (товарная часть) は1,624,300トンであったから、商品化率は20.7%でなければならない (Статистический справочник за 1928, М., 1929, стр. 280; Karcz, *op. cit.*, p. 408)。しかも、農村内流通部分は統計的に必ずしも充分に把握されえなかったから (E. H. Carr and R. W. Davies, *Foundations of a Planned Economy*, Vol. 1—II, London, 1969, p. 916), この数字も過少のものとみなす必要がある。

[三], ソビエト政権は、農家のこの細分化の規制にいちはやく着手したが、¹⁾しかしネップの到来とともに、内戦により崩壊した農業生産力の回復をはかるべく、現存の土地慣行を承認して農民的土地利用を強化する政策に移行し

た。ネッブ初期土地法の集約たる1922年秋のロシア共和国土地法典において、その第一篇(Часть I)第五部(Раздел V)が農家世帯に関する諸規定にあてられ、その第二章(第73—84条)のなかで農家の分家も公的に承認された²⁾。法典は農民慣習法をはば成文化し、農家が利用する土地、財産の家族的一体性、すなわち家族的所有を認め(第67条)、分家もまた「農家世帯全体の共同利用のもとにある土地と財産を農家成員(性および年齢を問わず)のあいだで個別の利用のもとに分配すること」と定義された(第73条³⁾)。

もちろん政府は農地分割に対するその否定的評価を変えたわけではない。第一に、ソビエト政権は家族的所有を強化することにより間接的に分家を制限しようとした。土地法典は農家成員個人の利用する財産を分割から排除したが、それについては彼(女)個人の金銭で取得されたことが証明されねばならなかった(第77条)。ロシア共和国最高裁はこの点でさらに進み、家族全体の利用する財産は、たとえそれが個々の成員の取得したものであっても、他の共同財産とともに分割されると説明した⁴⁾。通常、農家では「蓄積は共同の釜(общий котел)で行なわれ、核家族の(отдельный)主人が賃仕事に就いている場合ですらそうである。これらの収入が核家族ごとに(отдельно)貯えられるところでは、複合家族の農家は分解する⁵⁾」。したがって、成員個人の賃稼ぎ(の成果)すら家族全体の財産とみなそうとする前記の政策は、分家の動機を奪うことによってそれを間接的に制限し、家族的所有の「例外」(シン)としての分家の性格を強めることとなった。第二に、土地法典は分家に対する直接的制限策を規定した。第74条は、農地分割の許されるのが「他出する農家成員が分離された土地で新しい農業経営をつくりあげる目的とその可能性がある場合のみ」であるとし、さもないと土地はもとの農家にとどまり土地以外の家産のみが分割されるとした。第75条は分家を要求する成員の範囲を限定し、それを、なんらかの形(労働もしくは金銭)で2輪作期間以上農家経営に関与した18才以上の者だけとした。郷執行委員会への分家の登録制も定められ(第78条)、法に反する分家の登録を委員会は拒否できるとされた(第79条)。さらに土地法典は農家の零細化(измельчание)

を防ぐための諸措置を定め(第五部第三章), 県執行委員会が分家に際しての農家の零細化を制限する義務的決定を公布できるようにし, その際, 各県の事情を考慮して農業人民委員部が農地不分割の基準を決定するとした(第85条)。とはいえ, ネップ初期におけるこのような直接, 間接の分家抑制策は, 農民の自発性と慣行の承認をひとつの重要な原則とする事実上の放任政策であって, 農業重視の政策的基調のもとではそうならざるをえなかったように思われる。さきの間接的規制も慣習法上の農家の枠内でのそれであり, 個人財産の認定に関しても土地法典第77条は同時に「地方の慣習」を考慮するよう規定していた。第二章も, 第三章との整合性が問題とされた(註⁴⁾を参照)とはいえ, 全体として宣言的な性格が強く, とくに重要なのは, 農地不分割の基準が決して全農家にとり一律に拘束的なものだったのでなく, 農家は自己を不分割の農家とするかしないかを自由に決定できたことである(第86条⁶⁾)。

しかしこの放任政策は長くは続かなかった。政策転換はここでも, 1925年末から1926年春にかけて確立された国の経済政策の農業から工業への重点の移動⁷⁾と関連していたであろう。展開されつつある工業化は増大する商品化穀物を要求し, 農村革命から生れ出た農業構造はこの要求に応えねばならなかった。この農業構造が小商品生産者(小ブルジョアジー)を主たる生産の担い手とするものと把えられる限り, 農業生産の見地からする大経営の小経営に対する優越の原理は自明のこととして一義的に適用可能なものとされたから, 絶えざる農地の分割はまさに「現代の呪われた問題(проклятый вопрос современности)⁸⁾」であった。現実には分家は, ネップ開始以後, 緩慢ながら着実に減少していたのではあるが(第2表参照), こうした状況の変化のなかで1927年以降, 行政的方法を要とする規制策が展開する。

ロシア共和国司法人民委員部および農業人民委員部共同の1927年3月30日付訓令「勤労農業経営(農家世帯)の家族・財産分割の実施について⁹⁾」は, この点で画期をなした。それは第1条において農民に対する国家的要請を明確に表明し, 「農民経済の強化とその商品化率の向上」のために農家の「耐久性と安定性(прочность и устойчивость)を破壊する勤労農業経営の不適當

第2表 農家の分割率

	1922—23年	1923—24年	1924—25年
消費地域	2.9%	2.8	2.6
生産地域	3.1	3.0	2.9
ウクライナ	2.4	2.2	2.1

資料：Статистический справочник СССР. 1927. М.,
1927, стр. 65.

な分割」を防止、減少させることを訓令の任務と定めた。それは土地法典の「説明」という形式をとりながら、内容的にはたんに法典の諸規定の精密化ばかりでなく、その補足、制限の強化、さらには原理上の転換をも意図するものである。訓令は第一に、農家の分割に関する土地法典の当該条項を厳密化した。それは、農地分割を伴う分家が認められる条件（法典第74条）をより厳格にし、新しくつくられる農家が「自立的」であり、「経営能力ある（жизнеспособный）安定した農家」たるべきことを強調し、それを可能とするほど「本家（основной двор）」に十分な土地と農具が存在することを必須の条件とした（第4条）。土地法典では簡単に規定されていた分割の二つの方式は、今述べた諸条件がある場合の「勤労農業経営の分割」および新たな農業経営の形成を伴わない「農家財産の分配」として、それぞれ明確に定義された（第3条）。しかも、いずれの方式が適用されるかの判断は農民の関与なく、ただ郷土地委員会に委ねられるべきことが明記された（第6条）。第二に訓令は、土地法典には存在しない新しい規定を追加した。労働能力なき老人その他の者は「分割」も「分配」も一切拒否された（第8条¹⁰⁾。また、同居は不可能だが共同の経営は可能である場合の住居と家財道具のみの分配なる新制度が導入された（第7条）。第三に訓令は分家に対する行政的介入を強め、分家規制における任意主義の原則を大きく後退させるものであった。この点は、すでに触れた第6条のほか、農家が自己を不分割と決定すべく土地諸機関が宣伝、煽動活動を義務づけられたこと（第2条）や分家の登録制が強化されたこと（第31条）にもあらわれていたが、さらに農家の分割過程それ自体への行政の介入も企図された。すなわち訓令第26条は土地委員会に対し、分家

に際しての農家成員の財産持分 (доля) を変更する権限を与え、しかもこの場合、各成員の労働もしくは金銭による経営への関与の期間および量が考慮されるとしたのである。¹¹⁾ とくに重要であったのは、土地法典 (第88条) では自己を不分割の農家と決定した農家においてのみ行なわれるとされていた他出者に対する補償、すなわち土地を除く家産に対する他出者の持分の現物ないし金銭による支払い (5年以内) が、前記の「農家財産の分配」の場合に、したがって農家の自発的決定に拘束されることなく農家一般に適用されることとなった点である (第29条)。¹²⁾ これらの規定は、農家成員の家産に対する平等な権利をその根幹とする家族的所有を著しく侵害することとなり (いわゆる「隠蔽された優先承継」)、こうして訓令は、その外観にもかかわらず、事实上、土地法典からの原理上の転換を果そうとするものであったといえる。

訓令に表現された分家規制強化の方向は、その公布直後、全連邦的にも承認された。第4回ソビエト大会は、1927年4月、「土地利用の大なる安定性を確保し、……農業の今後の発展にとり著しい脅威となる農家細分化および頻繁な割替に対する規制 (против) 措置を強化する必要」に政府が「特別の注意」を向けるよう決定した。¹³⁾ のちの集団化のなかで忘れられたとはいえ20年代末ソビエト土地法の基本思想を体现する1928年12月の「土地利用・土地整理一般原則 (общие начала землепользования и землеустройства)」も、その第13条において「連邦諸共和国の立法によって、勤労土地利用の不可欠の安定性を確保する……諸措置が規定されなければならない」として採られる諸措置を列挙したが、その冒頭に「経済的諸措置、とくに他出する農家成員に対し農家の不可分財産中の彼らの持分の補償を支払うため農家に融資を組織することを通じて、同様に不分割の基準を確定することを通じて、勤労農家の法外な細分化を防止すること」¹⁴⁾ を挙げた。

しかし、こうした規制策にもかかわらず、現実には、先行する時期における農家分割率の減少傾向は、1927—29年において、ロシア共和国において年平均3%、ウクライナにおいて2.4%と逆に増大傾向にとってかわられた。¹⁵⁾

- 1) W. Shinn, Jr. 'The Law of the Russian Peasant Household,' *Slavic Review*, vol. XX, No. 4. (1961), pp. 612—613. この点は、「1918年に荒れ狂った(地主農場やフートル、オートルブ経営の——引用者)分割(дележка)と割替の嵐(стихия)」に対するボルシェヴィキ政権の割替規制さらには原則的禁止の政策(см. А. Митрофанов, Революционное земельное законодательство 1917—1920 гг., —《Сельско-хозяйственная жизнь》, 1922, No. 7, стр. 12)とも関連するが、農家の分割それ自体については以下の点が指摘されうる。まず、エス・エル土地社会化綱領の法文化たる1918年2月の「土地社会化」法(保田孝一『ロシア革命とミール共同体』, 1971年, 第3章第1—2節, 参照)は、土地と家産の分割について一切規定せず、第39条備考において、土地利用の権利が「いかなる方法によっても、いかなる事情があっても」相続されえないとした(С. У., 1918, No. 25, Ст. 346)。ついで1918年4月27日付「相続廃止」法もまた、農家の家産分割に触れることなく、ただ第9条において、農地以外の利用権について(農地については「土地社会化」法の規定によるとされた[第1条備考]), 遺産が1万ルーブルを越えず、とくに農家の付属地, 家財道具および生産諸手段から成る場合, 配偶者および特定範囲の親族に, その利用権を認め, こうして現実とおそらくは屈辱的に妥協した。しかしこの場合でも遺産は相続されるのではなく, 利用を認められた者の「直接的管理・処分(непосредственное управление и распоряжение)」のもとにおかれるとされた(С. У., 1918, No. 34, Ст. 456)。前政権時代において審理未終了であった相続および財産分割に関する訴訟についても, 司法人民委員部および農業人民委員部の回状によって, 不動産に関しては県土地部の決定により中止され, 動産部分のみが「相続廃止」法の規定にもとづいて処理されるとされた(С. У., 1918, No. 90, Ст. 917)。分家がともかくも広い意味での相続であった(А. Леонтьев, Крестьянское право, Изд. 2-е, СПб., 1914, стр 326)ことを考えるならば——なるほど家族的所有の理論にあっては相続は起こりえないとはいえ, 現実はこの理論の「例外」を多々設けた——これらの革命政府の諸政策のなかに, 現実の単純な無視とそれを支える理想主義的「ユートピア」という一面を指摘できるように思う。チャーノフが『わが兄弟アレクセイの農民ユートピアの国への旅』のなかで語った「1921年10月27日」の家族廃止法の物語は, 単なる「ユートピア」でなく, こうした革命初期の雰囲気をも的確に把えたものといえる(Oeuvres choisies de A. V. Саганов, vol. 3, p. 92)。
- 2) 筆者が利用したテキストは, Земельный кодекс РСФСР с алфавитно-предметным указателем, Издание официальное, М., 1923. である。なお主要部分の邦訳が, 保田, 前掲書, 329—344ページにある。
- 3) 革命前, 慣習法における分家は「農家世帯の成員および財産が二つないし若干の

自立した農家、すなわち新しい世帯に分裂すること、もしくは現存の世帯からその諸部分が自立した世帯に分岐すること」と定義されていた（O. Хауке, Крестьянское земельное право, М., 1914, стр. 219—220）。土地法典が慣習法と決定的に異なるのは、後者において女子は家産分割から排除されていた点である（Shanin, op. cit., p. 226）。

- 4) E. Домбровский, Крестьянский двор и семейно-имущественные разделы, Изд. 2-е, М., 1926, стр. 15. 1927年3月30日の訓令はこの点をさらに厳格にした（第15, 16条）。というのは、それは分家に際し作成されるべき資産目録（опись）に、家族成員の反対があっても、全財産を記載することとし、その例外としては僅かに、農家成員個人が自分の金で購入し、かつ彼（女）自身が常時、排他的に使用していた生活用具しか認めなかったからである。
- 5) M. Кубанин, Классовая сущность процесса дробления крестьянских хозяйств, М., 1929, стр. 56. なお本文に引用したものは、後述の共産主義アカデミー法・国家部会のアンケート調査に対するヴォローネシ県の農村通信員の回答である。
- 6) 例外をなすのはフートル、オートルブであり、これらの農家にとっては不分割基準は義務的なものであった。この例外規定は、ツァーリ政府による1914年のフートル、オートルブ不分割法案を継承したものといわれた（Кубанин, Указ. соч., стр. 181—184）。しかしストリピン末期と同様（ドゥブロフスキー『革命前ロシアの農業問題』[有馬達郎他訳], 143—145ページ, 参照）, 1920年代においてもフートルすら毎年分割された。その分割率は共同体農民のそれに劣らない（第3表参照）。こうした事実は、区画地経営擁護論に対する有力な反論の根拠であった（см. В. Немыцкий, К вопросу о нормах недробности двора, —《Сельско-хозяйственная жизнь》, 1928, No. 33, стр. 17）。つまり「共同地分割（расселение）の方法および土地利用諸形態は農耕経営の細分化を抑制する条件ではない」のである（А. Хрящева, Дробимость крестьянских

第3表 フートルの分割

県	農民 カテゴリー	分割された農家の%			
		1921年	1922年	1923年	1924年
スモレンスク	フートル	2.9	2.2	3.1	4.2
	共同体農民	3.0	2.0	3.5	3.8
プスコフ	フートル	2.4	1.8	3.9	3.2
	共同体農民	2.5	1.9	3.4	2.4
ノヴゴロト	フートル	3.5	1.8	3.8	2.1
	共同体農民	2.6	2.0	2.8	2.8

資料：《Экономическое обозрение》, 1927, No. 6, стр. 102.

хозяйств и дифференциация, —《Экономическое обозрение》, 1927, No. 6, стр. 107)。また、ポーランドに隣接するベロロシア共和国では、ネッブ初期から勤勞土地利用の基準を4労働単位の農家1戸当り9.9—13.8 дес. と定めるなどの土地法上の特殊性があったが (История государства и права Белорусской ССР, т. 1, Минск, 1970, стр. 274), さらに1925年4月, この共和国では農家の分割はすべて禁止された (E. H. Carr, *Socialism in One Country*, vol. 1, London, 1958, p. 215)。しかし公式統計はこの共和国においても1927—29年に2.6%の農家の分割を記録している (Сдвиги в сельском хозяйстве СССР между XV и XVI партийными съездами, Изд. 2-е, М.—Л., 1931, стр. 69)。

- 7) 溪内謙『スターリン政治体制の成立』, 第一部, 1970年, 27—29ページ, 参照。
- 8) ウジャンスキーの言葉 (《На аграрном фронте》, 1929, No. 7, стр. 104)。
- 9) С. У., 1927, No. 32, Ст. 213。
- 10) のちに, 政府の土地係争特別参事会 (Особая коллегия по земельным спорам при Президнуме ВЦИКа) は, ウラヂーミル県の一老農夫の訴えにもとづいて郷土地委員会を叱責し, 労働能力なき老人に対し農家の分割を拒否する場合, いかなる量の現物および貨幣を農家が毎月, 老人に支給しなければならないか, また, どこで老人は暮すべきか, という点まで明確に決定しなければならないとした (см. 《Сельско-хозяйственная жизнь》, 1927, No. 34, стр. 18)。
- 11) 家産形成に対する関与の度合を考慮に入れて各成員の持分を決定する慣行は, 革命前から, とくに工業的に発達した地方について知られていたが (Хауке, Указ. соч., стр. 187—188), しかし革命後においても均分相続が一般的であって, 訓令のごとき規定に農民は強く反撥した (Shinn, op. cit., pp. 613—614)。
- 12) この点は, 土地法典第86条の解釈, また, それと第74条との不整合性の問題とも関連する。すなわち, 第一に, 法典第86条は農家不分割の実施において共同体農民の場合と区画地経営(フートル, オートルブ)の場合とを峻別した。第二に, したがって, 第86条においては共同体農民にとって農家不分割は決して義務的なものではなかったが, 他方, 第74条においては農地分割の許容される諸条件が農民一般に対する要求として規定された。ここから, 地方の土地機関において, 一方では農家細分化を十分に抑制するうえで共同体農民と区画地経営とを区別する意味と根拠が疑問とされ, 他方で第74条を根本原則とみる立場から, 第86条における共同体農民の自由な意思決定に関する規定を第二義的なものとする解釈があらわれた (В. Плотников, Об ограничении дробления земельных хозяйств в общинах, —《Сельско-хозяйственная жизнь》, 1924, No. 15, стр. 3—4)。土地法典第85条にもとづく農家細分化制限の義務的決定の公布

は、必ずしもすべての県で行われたわけではなかったが(см.《Сельско-хозяйственная жизнь》, 1927, No. 40, стр. 19),しかし、地方の権力機関および土地機関は農家不分割問題に「最大限の重大さ」をもって対処していた。ほとんどすべての県および地方が上記の義務的決定の草案をもち、大多数が農家不分割基準(しかもきわめて高いもの)の確定に賛成であった。しかも、かなりの部分が、明らかに土地法典第86条を無視して、不分割義務を共同体農民のあいだにも導入しようと企てていた(Н.Ефремов, О мерах против измелъчания крестьянских хозяйств,—《Землеустроитель》, 1926, No. 4, стр. 41)。こうした状況のなかで訓令は、農家の圧倒的多数を包括する共同体に細分化規制を貫徹するために、土地法典第86条を骨抜きにし、その第74条の規定を強力に実施することを意図したのである。そのことはまた、土地法典第74条がすでに一般的には規定していた農業経営の「分割」と財産のみの分配との区別が家族・財産分割における「最重要の問題」であると、農業人民委員部の機関誌が訓令公布に際して事あらたに解説していることから明らかであろう(см.《Сельско-хозяйственная жизнь》, 1927, No. 20, стр. 21)。

- 13) Решения партии и правительства по хозяйственным вопросам, т. 1, М., 1967, стр. 628. なお、この決議部分において第3回ソビエト大会(1925年5月)の決定が想起されているが、後者においては、たんに「頻繁な割替の試みと決定的に闘う」とされていたにすぎない(там же, стр. 474)。このことは割替が分家と切り離され、農地細分化の主要問題は後者にあるとする認識が次第に形成されてくることを意味するものであろうか。スターリンは、1928年4月、農家数を減らす必要があると語ったという(J. Maynard, *The Russian Peasant and Other Studies*, London, 1942, p. 287)。
- 14) С. 3., 1928, No. 69, Ст. 642. なお、この全連邦的「立法」の成立過程については、Carr and Davies, op. cit., vol. 1-I, London, 1969, pp. 106—109. を参照。しかし、分家制限による20年代末の土地利用安定化政策は矛盾に満ちたものであった。というのは、それは上述のように穀物等の商品化率向上を至上命令とするものであったが、この同じ政策目標が他方では農村における「階級闘争」の激化を必要とし、その結果「一般原則」においても、「クラークとの闘争の必要がある場合」に、定められた期間内の頻繁な割替が認められたからである(第14条)。
- 15) Сдвиги в сельском хозяйстве СССР....., стр. 68—69; см. Газарова, Указ. соч., стр. 288—289. もっぱら分家のために全ソ連規模でこれまで年々50—60万戸ずつ増えつづけてきた農家戸数は、なるほど1927年には2501万5900戸とその頂点に達し、以後減少した(Данилов, *Земельные отношения.....*, стр. 94. ただし農家戸数の最大は1928年で、そのとき2558万6000戸であったとする見

解もある。Carr and Davies, op. cit., Vol. 1-I, p. 117)。しかし、1927—29年の期間の農家の減少は細分化過程の緩慢化を意味するものではなく、これは実際には都市への農民の移住、なかならずく集団農場（とはいえ多くはトーズ）への農家の加入によるものである（см. В. Данилов и др. [ред.], Советское крестьянство, Изд. 2-е, М. 1973, стр. 149)。

[四]、こうした状況のもとで20数年来その研究を回避してきたボルシェヴィキ研究者は、農業集団化の直前になってようやく、農家とその分割の問題に関心をよせるようになった¹⁾。彼らが自己の任務としたのは、この問題の理論的、実証的研究を通じて、一方でナロードニキ理論の批判を徹底するとともに、他方で上述のごとき進行しつつある農地細分化に対し採りうべき実践的諸政策を確立することであった。以下、彼らの見解を、主として、①共産主義アカデミー農村部会（のちの農村研究所）の委任によって執筆されたクバーニンの「この分野での最初のマルクス主義的著作」②これに対する「序文」として書かれたクリツマンの論文²⁾、③1929年4月、クリツマンを報告者とし「マルクス・レーニン主義的科學・研究諸機関」の協議会で行なわれた「農民世帯の分析」に関する討論³⁾、を通して検討してみたい⁴⁾。

まず第一に、彼らは、農家の分割の研究が「これまでブルジョア的、小ブルジョア的研究者（エセ・マルクス主義者を含む）の完全な独占物であった⁵⁾」とされた状況を打破しようとした。とはいえこの場合、「ほとんど独占的に農家の分割の問題を革命前に研究し、現在も研究しているのは、同志フリヤンチョーヴァであ」った以上⁶⁾、彼女が「ほとんど独占的に」批判されることとなったのは当然である。

彼女は農家分割に関する自分の基本的見地を革命前に次のように述べていた。すなわち、西欧諸国では「社会的分業 (разделение функции общественного труда)」が発達しており、農業にとり過剰な人口は「ほとんど自動的に」高度に発達した工業によって吸収されているが、ロシアにおいては、このような分業もそれを必要とする条件もなく、過剰人口は、工業的脆弱性のために農外就業をほんの一時的にしか実現できず、農村との結びつきを絶

つことができない。それゆえロシアの農家は多くの場合、結局、「家族、土地および財産の分割 (разделы семьи, земли и имущества)」に至る。「西欧で生じているのはただ生産諸力の農業から工業への分離であるが、わが国では農業内部でのそれらの細分、財産と土地の分割を伴った細分が生じている⁷⁾のである」と。ここから彼女は、農家の分家を、その離村、絶家、合併の現象とともに「社会・有機的諸変化〔諸過程〕 (социально-органические изменения [процессы])」と名付けた。というのは、これらの変化は「貨幣・商品的、すなわち社会的諸条件および諸関係によってひきおこされ」、農家という「有機体」の「一体性を破壊し、あるいはそれを他の社会環境に移転」するからである。この用語法のなかには、これらの過程をたんに人口論的諸要因の変動から説明し、それらを「生物学的」諸過程とみなしたチュルネンコフら古い型のナロードニキ経済学者に対する批判の意図がこめられていた⁸⁾。しかし、20年代末のボルシェヴィキ研究者はこれらの点をなんら評価もせず、また批判もしなかった。彼らの批判は、フリュンチョーヴァのこの基本的見地を補足するものとしての彼女の「農家内部における相対的過剰人口 пере-населенность⁹⁾」論に關係する。彼女はいう。「家族がまた農家の組織原理だとしても、それはその発展の一定の段階においてのみである」。家族とその労働力の増大は同一の農家の枠内で無限に行なわれえない。粗放農法と土地ファンドの有限性がこれを妨げるし、余剰人口は弱体な工業によっては吸収不可能である。こうして「家族は、それが大きくなるとともにその土地面積と生産諸手段を増やそうとするが、結局、農業に向けられる労働力の農家内での堆積が不合理となるに至る」(これは農家における副業的「営業」の展開を招来し、その結果としての農業専従者と「営業者」との葛藤を媒介として分家が発生する)¹⁰⁾と。そしてここにフリュンチョーヴァが「農家 (крестьянское хозяйство)」なる用語にこめたチャーノフ的意味内容が浮びあがってくる。すなわち「農家」とは彼女にあっては「家族の大きさが農業生産の規模と密接な関連をもつ」¹¹⁾ものであり、こうした「農家」固有の特徴を失った「プロレタリア化した農民」および「農民ブルジョアジーの階級」は、「農

家」(およびその分家)とは異なり、それらにとって適合的な経済的環境を求めて離村する傾向があるとされたのである。¹²⁾ボルシェヴィキ研究者が攻撃したのは、結局、フリャンチョーヴァのこうした「農家」概念である。クリツマンはいう。「本質的に生物学的な個体(единство)としての農家理解は、評判倒れの農家の『社会・有機的』諸過程の研究者の著作のなかに、おそらく、その最後の隠れ家を見出した」。古いナロードニキの共同体の牧歌はレーニンが葬り去った。いまや、ナロードニキのエピゴーネンが社会的諸法則の折衷主義的承認のもとに温存する農家の牧歌こそ、幻想として退けられねばならない、と。¹³⁾そこでボルシェヴィキ研究者は農家の内的諸矛盾——これが結局、分家を導くことになる——に対し新しい解釈を打ちだそうとした。その際、彼らが依拠したのは、ほとんどもっぱら、1926年に共産主義アカデミー法・国家部会が実施したソ連各地の計45ヶ村のアンケート調査に対する農村通信員の回答であった。以下、この資料を引用しながら、さしあたり次の三点に彼らの主張をまとめてみたい。¹⁴⁾

第一に、従らは農家の財産関係をめぐる戸主と他の家族成員との対立に着目した。まず、戸主は農産物販売、生産手段および労働力の管理、統制において概して排他的な権限をもつといわれた。リャザン県の通信員は次のように回答した。「外部への販出をきめるのは戸主ひとりである。他の場合には家族員の出した提案が認められるが、出された提案をもし戸主が認めなかったなら、問題は集団的に審議され、大多数の場合、そこでは家長が優勢である」¹⁵⁾と。つぎに、こうした戸主の権限のもとで、比較的大きな家族内の個々の核家族は、それ自身のための特別な金銭を農業収入からは蓄積できないといわれた。サラートフ県の匿名の通信員(学生)はいう。「そのような現象はないし、戸主が許すことはありえない。ある(核——引用者)家族が、戸主の禁止にもかかわらず、それを行なうようでもなれば、それは衝突と分家をひきおこす」¹⁶⁾と。しかし、逆に、戸主の方は、自分の地位を利用して稼いだ金銭の一部を着服するといわれた。ヴァトカ県の通信員によれば、「2—4人の妻帯した兄弟が長兄を戸主として一緒に生活する場合、この長兄はあれこれの

農産物の販売からの着服によって、自分のために共同経営から金銭を貯えることができる。そうなると、兄弟はみな自分のために貯えようと努める。その結果、農家はたちまち3—4戸に分割され、そして彼らのうちで最も私欲のない者が貧農となり、つまり分家の際に受取ったものしか持っていないのである¹⁷⁾。さらに、比較的「大きな家族内部での衝突」は、農家外の賃稼ぎの帰属をめぐってとくに鮮明となった。それを明確に示すとされたブリャンスク県からの回答は述べる。「賃稼ぎを事実上管理しているのはそれを工場で稼いだ者であるが、普通、このような農家成員は食費を差し引いたすべての賃稼ぎを農家に引き渡さねばならないとされている。しかし、通常、工場で働く者は賃稼ぎの一部を着服し、それを自分と自分の（核——引用者）家族のために支出し、ほんの僅かの部分を農家の経営へ入れている。これは仕方のないこととされた（農家による統制が困雑なため）。運送業の稼ぎは別であって、普通、料金が誰にでもよくわかっているし、しばしば数人の農家成員が働くからである。このような賃稼ぎは全部、共同の経営に入る¹⁸⁾」と。しかもこの場合、出稼ぎ等の農家外賃仕事の収入の使途に階層的差異があるとされ（この問題に回答した20ヶ村の情報にもとづく）、副業収入は、貧農にあっては食費として使われるが、富裕農のもとでは農業生産の拡張のために投下されるとみなされた。クバーニンはそのように結論する。「出稼ぎ営業があるために富裕農においてかかる経営の資本家的企業への成長転化過程が促進¹⁹⁾されている」と。それは、一方では「富裕農の戸主の企業家への転化過程」をあらわすとともに、他方では、このような戸主による家族支配の強化をも意味するとされた。「貧農の農家では通常、完全な民主主義があり、すべての成員が忠告や提案をする。中農の農家では戸主の厳格な支配があり、富裕農、クラークのもとでは家長の命令の無条件的実行がある」（サラトフ県）、「規則（режим）は貧農のところでは弱く、自主的であり、中農もこれと同じ類であるが、富裕農のところでは年長者の崇拜が感じられ、クラークのところには鉄の規律がある²⁰⁾」（北ドヴィナ県）——これらの回答が彼らの考えの根拠であった。こうしてボルシェヴィキ研究者は「農家の内的諸矛盾」に対

してまったく新しい解釈、すなわちそれらが「企業家への再生傾向」をもつ農家の戸主とそのもとで「プロレタリア化」しつつある他の家族成員との諸矛盾であるという解釈を打ち出したのである。²¹⁾

第二に、以上の解釈のうちには実は前提されていたことであるが、クリツマンは、農家の分割に導くその「内部における内的諸矛盾が小ブルジョアの農家にこそ最も特徴的である」と主張した。²²⁾その根拠とされたのは、ひとつは、分家が経営面積の小さな農家では少ないという統計調査の結果であり、²³⁾いまひとつは、行商人を出す農家に関するドプロトヴォルスキーの革命前における叙述、ならびに分家に際しての商工業企業等の不分割に関する農村通信員の情報であった。ドプロトヴォルスキーによれば、「注目すべきことに、行商人の間では父の生前における妻帯した息子の家族からの分離は、農業を営む農民よりもはるかに稀であったし、また農村通信員によれば、工業的、クスターリの企業は「分家に際しても共同利用のまま残る」(コストロマー県)か、あるいは「くじを引き、手に入れた者が他の者に金を払う」(サラートフ県)かして分割されなかったが、これらの現象をボルシェヴィキ研究者は、不労所得源をもつ農家では前述のごとき「戸主とプロレタリアの出稼ぎ者」の対立が存在せず、諸矛盾はむしろ他の農家との関係にあらわれ、この種の農家自体においては「内的諸矛盾」は弱まると解釈したのである。²⁴⁾彼らの論証はこのように消去法的で極めて粗雑なものであり、積極的な実証的裏づけに乏しく、むしろ小ブルジョア階級の二面性あるいは商品経済の両極分解に関する命題をすでに引用した農村通信員の情報に先験的に適用したという傾向が強かったのであるが、ともかく、クリツマンは「家族協業は資本家的協業の基礎になっている」というレーニンの周知の命題²⁵⁾に対して次のごとき今ひとつ本質的な命題を追加する必要があるとした。すなわち、「家族協業が資本家的協業に成長転化する以前に、他の家族成員に対する戸主の対抗が極限的な鋭さを帯びるという意味で家族協業それ自体がその高度の発展段階において資本家的協業の性格を得る」²⁶⁾という命題がそれである。

第三に、ボルシェヴィキ研究者は、農家の分割の結果として「本家(выде-

第4表 「本家」と「分家」, タンボフ県, 1920—24年
(1921年に分家したもの)

	年 度	農 家		農家100戸当り			農家1戸当り		離村した 農 家 数
		戸 数	働 き 手	役 畜	機 械	両性人口	播種面積		
「本 家」	分家前	1920年	211戸	220人	121頭	11台	8.9人	5.3 dec	—
	分家後	22	211	126	53	9	5.3	3.5	—
		23	208	127	65	7	5.4	3.8	3戸
		24	202	131	67	7	5.5	4.1	6
「分 家」		22	209	89	23	3	3.6	2.2	2
		23	198	89	30	4	3.8	2.7	11
		24	187	88	37	3	4.0	3.0	11

資料: 《Экономическое обозрение》. 1928, No. 9, стр. 102.

лившие или материнские хоз.)」と「分家 (выделившиеся или дочерные хоз.)」との間に経済的格差が生ずることに注目し、こうして、一面では、農家の生物学的把握のもとでの分家による同質的農家の「アメーバ」的繁殖なる理解を批判し、他面では、彼らの「農家の内的諸矛盾」論をさらに展開し、「家族・財産分割の形をとる階級分化の過程」を明らかにしようとした²⁷⁾。このために利用されたもののひとつがフリャンチョーヴァの作成した統計表である(第4表参照)。そこから、分家後一年目の時点(1922年)において、「本家」は、「分家」と比較して、家族人員および働き手はそれぞれ1.47倍および1.42倍多いだけであるが、播種面積で1.59倍、役畜で2.3倍多く、農業機械の場合は3倍も多く所有していることが明らかであった。こうしたことは、ボルシェヴィキ研究者をして、分家が上述の「農家の内的諸矛盾を外部に再生産する」こと、すなわち「分家前にすでに隠蔽された形で存在」していた社会的不平等を「ただ明るみに出すだけである」ことを確信させるに充分であった²⁸⁾。とはいえ、土地および財産の所有(保有)の問題こそ分家の根本問題であることはあまりにも明白であったから、彼らは次のごとき困難な注釈を添えなければならなかった。すなわち「萌芽的プロレタリアは所有者として叛乱する」²⁹⁾、と。

クリツマン・クバーニンのこうした「農家の内的諸矛盾」論に対して、ボルシェヴィキ内外の多くの研究者が反対したのは当然である。フリヤンチョーヴァはクバーニン論文にただちに反論し、彼の見解における事実的根拠の貧困さ、概念的混乱を突き、前掲第4表の解釈についても、他出成員の農家のより頻繁な離村が逆に農村内の分化を緩和するという一面を忘れることなく指摘した。また彼女は分家に先行する農家内での「経済的斗争」——上述の農業専従者と副業的「営業者」との対立——についてあらためて論じ、さらに、分家の特徴的な農家が決してクバーニンのいう「富裕農」などではなく、労働者的「営業」に従事する農家でこそ頻繁に分家が生ずることをモスクワ県の3郷の比較によって示した(第5表参照)³⁰⁾。1929年4月の討論会においても、スハーノフがクリツマン報告における中農とクラークの混同の危険を指摘したのみでなく、パヴロフ、ラエヴィチ、ドゥブロフスキーらボルシェヴィキの研究者も資本家経済の諸範疇の農民経済分析への一義的適用に対して強硬に批判した。討論会において報告に賛成した者は、数としてはむしろ少数である。しかしながら、クリツマン・クバーニン「理論」はまた確かな支持をも見出した。時代の趨勢はまさに彼らの「理論」を利用しえた。この点で討論会におけるミリュエーテン(当時、党中央統制委員、ソ連邦中央統計局長)の短い演説は端的に彼らの「理論」の実践的意義を明らかにしている。彼はいう。「クリツマン報告のなかで述べられた農家の社会的本質の最初の研究が重要であるのは、それが中農の資本家経営への成長転化の内的諸傾向を暴露しているからである。ここにおいてわれわれは、たんに以前になされた事実の確認だけでなく、この事実の真剣な分析と説明を得る。農民経営の分解過程の分子的諸形態を研究することにより、ここにおいてわれわれは、ようやくこの過程のメカニズムを見出すのである」³²⁾と。他方、フリヤンチョーヴァは、このときすでにソ連邦中央統計局におらず(1926年解任)、新たに設立されたロシア共和国中央統計局に更送されており、ソ連の国家統計はもはや「国家的規模で組織されたゼムストヴォ統計という性格」³⁴⁾を失っていた。1927年以降、ネムチーノフがフリヤンチョーヴァに代って分家その他の農家

第5表 農家の分割と「営業」に関する郷別の比較
(モスクワ県, 1927年)

郷およびその特徴	農家1戸当り			農 家 の %					
	両性人口	自家労働力	播種面積	「営業者」に從事するもの	を出すもの労働者	期限を雇うもの労働者	分割されたもの	離村したもの	分割されたもの
アシトコフ郷(クスターリ工業的)	4.9人	1.1人	0.5 дес	94.3	37.0	0.5	5.2	2.7	3.3
ラーメニエ郷(集約的亜麻・牧草経営)	5.6	1.2	4.1	74.2	19.0	6.0	2.4	1.7	4.5
レーニンスク郷(集約的菜園・果樹園経営)	4.9	1.1	1.2	27.0	5.0	34.3	1.9	1.2	—

資料:《Экономическое обозрение》. 1928, No. 9, стр. 98.

動態の調査(динамическая перепись)を指導した。上述のごときボルシェヴィキ研究者主流の見解の登場は、こうした事態に拍車をかけるものとなったであろう。「階級分化論の熱狂」のもとで、1927年以降、農村の階級構造の統計的研究は著しく複雑化し、1926年まで各地の調査地点(гнездо)で毎年実施されていた動態調査は、以降隔年ごとに行なわれることになる。とはいえ、1929年の調査の結果は、奇妙なことに、最も資本蓄積志向の強いはずの最上層たる「小資本家経営」が、逆に、1927年以降ソ連のあらゆる地方で最も頻繁に自己の資本を分割したというものであった。³⁵⁾³⁶⁾³⁷⁾

ボルシェヴィキ研究者の第二の任務——進行しつつある農家の細分化に対して採られるべき政策の確立——についていえば、ここでも彼らの成果は乏しかったように思われた。

農村革命後その激しさを増した農家細分化のもとで、この過程を抑制すべく、すでに多くの論者が政策的提言を行っていた。ロシア農業の「中国型農耕(китайское земледелие)」への道をいち早く警告したのは、旧カデットのリトシェンコであった。³⁸⁾1921年に彼は述べた。「農家の零細化は農村住民の福祉を低下させ、貴重な工芸作物を絶滅し、輸出を破滅させ、工業の食料

・原料ファンドを減少させる。農家細分化との闘争は理性的経済政策の緊要の任務とされねばならない³⁹⁾と。彼は、この零細化の直接の原因は分家であるから「細分化を抑制する (против) 立法の主要内容をなすのは相続法の分野の諸方策である」としたが、しかし、分家の禁止政策は、農民慣習法とそのもとでの農民の法意識 (правосознание)、均等かつ実質的分割慣行の存在からしてむしろ有害であると考えた。彼が最善とした方策は、任意に不分割⁴⁰⁾を決定した農家における優先承継の制度であった。彼によれば、この制度は、次の四つの利点、すなわち第一にこの方策によって一子相続制への農民の自発的移行が可能となること、第二にこの方策はフートル、オートルプに適用されるから共同体農民との衝突が回避されること、第三に分家禁止策が必要とする厳重な国家統制が不要となること、第四にこの方策によって優先承継者は共同相続人に対する補償の必要から可能な限り生産を拡大しようすること——これらの利点をもつはずであった⁴¹⁾。すでに見たように、翌年の土地法典 (第86—88条) は、リトシェンコのこうした提言をほぼ全面的に採用している。また、1922年に始まるフートル、オートルプ農家の増加、さらに1925年春にその頂点に達する「クラークへの賭け」政策の展開等を背景としてであろう、1924年には農家における長子相続制の導入が公然と提起された⁴²⁾。20年代後半に入ると、一面では「土地利用・土地整理一般原則」の審議と関連して、他面では1927年3月30日の訓令に対する評価と関連して、とりわけ農家分割に対する行政的介入の是非をめぐって論議が活発化した。進行しつつある農家細分化に対する最も決定的な反対論者のひとりにはコンドラーチエフ⁴³⁾であった。彼は、「あまりにも著しい農家の零細化を容認することはできない」と主張した。というのは、彼が農家家計資料から引用した第6表において明らかのように、農家の零細化は「農業の労働生産性を低下させることによって農家の家族的、消費的構造を強め、その商品化率の向上の余地を狭め、農業市場の組織化、農産物の調達および輸出を極度に困難にする」からである。しかし、彼の政策的主張は農家相続制度の枠内にとどまるものではなく、農業政策、さらには国の経済政策全般にまたがるものであって、すなわち農民

第6表 播種面積別働き手1人当り農業純収入(A)

および純商品化農産物価額(B) (単位、戦前ルーブル)

(A) ソ連, 1924/25年

(B) 左岸ウクライナ, 1923/24年

(A) ソ連, 1924/25年		(B) 左岸ウクライナ, 1923/24年			
農 家 群	農業純収入	農 家 群	農家1戸 当り	播種面積 1 脱.当 り	粗収益に 対する%
播種しないもの	31.63 руб.				
2 脱.以下	56.91	2 脱.以下	-12.6руб.	- 9,5руб.	- 7.1%
2.1-4 脱.	71.75	2.01-4 脱.	+ 28.6	+ 9.2	+ 8.2
4.1-6	77.78	4.01-6	+ 68.0	+13.0	+14.0
6.1-8	83.40	6.01-8	+125.7	+18.2	+18.1
8.1-16	97.40	8.01-16	+217.3	+22.2	+25.8
16 脱.以上	125.07	16 脱.以上	+532.0	+32.8	+44.1
平 均	76.68	平 均	+ 68.7	+14.9	+14.8

資料：《Пути сельского хозяйства》. 1927, No. 5, стр. 137.

註：農業純収入とは厳密には「条件的農業純収入」(условно-чистый доход от сел. хоз.) のことであって、農業粗収益から経常支出のみを差し引いたものである。純商品化農産物とは、販売総量から農村内での買戻しまたは消費分を控除したもので、農村外に流通した商品化部分をいう。

を社会的、経済的に分化させる政策をもって細分化に対する根本的解決策としたように思われる。彼の考えでは、この政策のもとで下層の農民は都市、工業および農村労働力市場に吸収され、過剰人口圧力が緩和されることによって、農家の「不正常的な零細化に対する動機を排除する」ことができたであろう。と同時に、彼は「農家の安定性を保証する」よう要求もしたから、27年以降の行政的分家規制の強化を原則的に支持するよう思われる。こうした強い分家抑制の主張はボルシェヴィキ内部にも存在した。たとえばドゥプロフスキーは、ソビエトの農民小経営が最終的には協同組合的大経営に転化しなければならないが、「われわれが協同組合的方法によって土地を集積するであろう以前に、これ以上のその細分化を未然に防ぐ必要がある」とした。彼が提起した細分化緩和策は、第一に税制の改定、すなわち「分家後の経済力の低下」が税制上その他の特典によって相殺されている事態を改めることであり、第二に土地法典における細分化防止策、すなわち農家による自発的な不分割の決定、義務的な不分割基準の確定などの方策を「より決定的に実施する」ことである。⁴⁴⁾彼は29年4月の討論会の席上でも「一般原則」の諸規

定を肯定的に引用した。⁴⁵⁾

以上の諸提言に対して、ボルシェヴィキ研究者主流の政策的提起を特徴づけるものは、なによりもまず、行政的方法による分家規制に対する強い否定的態度であった。「一般原則」の審議過程において共産主義アカデミー幹部会は、1927年1月、次のように決定している。「諸共和国が細分化および零細化との斗争のための諸方策を確立、採択する際、主要な注意が向けられねばならないのは、経済的性格の諸方策であって、純粹に形式的、行政的な禁止措置ではない。したがって、この問題に関して諸共和国に対し立法権を付与する特別の条項を基本法（「一般原則」のこと——引用者）に挿入することは必要と認められない」と。こうした政策的態度を支持すべく、その最も明快な論拠を提出したのがクバーニンである。彼の本来的な見解によれば、分家はなによりも「富裕農」として特徴的な現象であり、それゆえ分家の一律の制限はこの「富裕農」の強化にこそまずもって帰結するのである。29年4月の討論会においても彼は主張した。「行政的性格の諸方策による細分化の中止を支持する者は一子相続制を要求しているが、この制度は、経験が示すように、不平等のいっそうの強化に結果する。これはグロスバウエル、クラーク層の創出に結果する」と。したがって彼は、共産主義アカデミーの反対をおして公布された27年3月の訓令を激しく非難した。⁴⁶⁾とはいえ、ボルシェヴィキ研究者にとって行政的規制に反対する隠然たる根拠となっていたのは、すでに見たリトシェンコの場合と同様であって、根強い農民の慣行のなかに規制を貫徹くことに対する深い絶望であった。⁴⁷⁾クバーニンは卒直に述べている。「ソ連の農民はどこでも不分割の法律をみずからの発議で実施したことがなかった。というのは、この法律は……小ブルジョアに固有の平等感情と矛盾するからであり、彼らが持つ最良質のものと矛盾するからである」と。こうしたことから、ボルシェヴィキ研究者主流が打ち出しえた問題の根本的解決策は、唯一、農業の集団化であった。⁴⁸⁾この解決法は、しかし、少なくとも29年4月の討論会の時点においてすら極めて抽象的なものと受取られた。ルバッチはこの政策的態度を「農家細分化過程に対する『中立主義(нейтрально-

сть)』と呼び、ドゥブロフスキーも「細分化過程への不干渉主義 (невмешательство)」⁵²⁾としてそれを批判した。ウジャンスキーに至っては(彼は細分化規制の法律の公布を原則的に必要とみなす)、ボルシェヴィキにとって侮辱的な「追従主義 (хвостизм)」なるレッテルをもってクリツマン・クバーニンを断罪した。⁵³⁾クバーニンは激怒したようであったが、この断罪に対して、⁵⁴⁾わずかに税制の改定等に対する自分の寄与を挙げただけであった。クリツマン・クバーニンの主張の実践的、「政策的」意義は、むしろ別のところにあった。それは彼らの「理論」に深く関係する。それはすでに触れた「階級分化論的熱狂」を彼らが研究者として可能な最大の限度にまで昂進させたという点である。彼らによる「農民世帯の分析」は、たんなる理論的、実証的分析の域を大きく越えて、前述のミリューチンの演説からも明らかのように、当時、穀物の強制的な徴発に反対した農民の抵抗を、「中農の資本家経営への成長転化」⁵⁵⁾によるものと説明する観点から側面から支持するものとなりえた。

- 1) 分家(この場合は、家父長制的大家族の分解)の経済学的研究において、ロシア・マルクス主義者はむしろ先駆的でした。グールヴィチは、当時の資料的制約のもとで一定の事実誤認を犯したとはいえ、改革後における農家の副業(outside jobs)の展開と、したがって農家の収入源の多様化とを指摘し、その結果たる「家族内部における経済的分化」が大家族の分解を不可避にしたと論じ、こうした大家族の分解との関連で、農民内部における諸階級——それらの間の「境界はいまだ発達した資本主義諸国のように鋭く区切られていない」が——の形成を論証しようとした(I. Hourwich, *The Economics of the Russian Village*, N. Y., 1892, chap. IX-X)。しかし、彼の独創的な結論——小農以上層の農家の戸主は古風な複合家族の長、すなわち老人であり、中間の「半農業者・半労働者」層の戸主は中年であり、最後にプロレタリア層は若い世代に属し、したがって「農民内部における主要な諸階級は戸主の年齢に照応する」——は、むしろナロードニキ経済学者による注目(H. Черненко, *К характеристике крестьянского хозяйства*, М., 1905, стр. 56—57)を経て、のちにチャヤノフによって「人口論的分化」論としてまったく異なった観点から体系化されるに至ったといえる。
- 2) М. Кубанин, *Социально-экономическая сущность проблемы дробимости [дробления крестьянских хозяйств]*, — «На аграрном фронте», 1928, No. 1, 8, 11. これらの論文をまとめ、さらにフリャンチョーヴァの批判

- に対する反批判を書き加えたものが、Кубанин, Указ. соч., である。本稿では、主として、後者の著書を用いる。なお、このクバーニンの著作が農家細分化に関するボルシェヴィキの唯一の研究となった(см. В. Погудин, Путь советского крестьянства к социализму, М., 1975, стр. 37)。
- 3) Л. Крицман, О внутренних противоречиях крестьянского двора, — «На аграрном фронте», 1929, No. 3. この論文は、クバーニンの著書に対する本文の註(2)の箇所に引用した評価などをその前後に加筆して、Кубанин, Указ. соч., стр. 3—31. に収録された。本稿ではこの後者を用いる。クリツマンがこのような長文の「序文」を書いたのは、後述のごとき(註(22)および[5]節等を参照)クバーニンとの強調点の相違によるものと思われる。
 - 4) Анализ крестьянского двора (доклад Л. Крицмана и прения по докладу), — «На аграрном фронте», 1929, No. 7, 8.
 - 5) Кубанин, Указ. соч., стр. 3.
 - 6) там же, стр. 130.
 - 7) А. Хрящева, Крестьянское хозяйство по переписям 1899—1911. Епифанский уезд, ч. II, Тула, 1916, стр. 229. もちろん、こうした見解はフリャンショヴァの独創ではない。すでにリストは、農工の「不均衡の結果として国民的分業のかわりに土地の分割がはじま」と述べていた(フリードリッヒ・リスト『農地制度論』[小林昇訳, 岩波文庫, 54ページ)。なお、工業的脆弱性による過剰人口の農村内における堆積という見解は、20年代ソビエトにおいてむしろ普通である(см. Е. Иванов, Отечественная историография аграрного перенаселения, — «Вопросы истории», 1971, No. 12, стр. 35—36)。
 - 8) А. Хрящева, Условия дробности крестьянских хозяйств, — «Экономическое обозрение», 1928, No. 9, стр. 111. なお、フリャンショヴァは、レーニンの問題提起を受けて、主としてそれまで分与地等にもとづいて農家を分類していたゼムストヴォ統計に播種面積にもとづく区分を導入しようと努めたところの「マルクス主義的観点に立った」統計家のひとりであったようである(см. А. Хрящева, К вопросу об изучении расслоения крестьянства, — «На аграрном фронте», 1925, No. 1, стр. 84)。彼女はまた一般にも「党派的関係ではレーニンの同志(единомышленница)」とみなされていた(см. С. Прокопович, Крестьянское хозяйство, Берлин, 1924, стр. 180, 181)。
 - 9) А. Хрящева, Группы и классы в крестьянстве, М., 1924, стр. 24; Изд. 2-е, М., 1926, стр. 69.
 - 10) Хрящева, Крестьянское хозяйство....., стр. 228—229.
 - 11) там же, стр. 99, также см. стр. 68; Чаярнов『小農経済の原理』増訂

版(磯辺秀俊、杉野忠夫共訳)、第1章、参照。この側面におけるフリヤンチョーヴァの農村革命論のメリットについては、[2]節註(1)、参照。彼女は、革命後、農民を貧農、中農、富裕農およびクランク(1924年の規定。1926年の第2版では「搾取的大経営」とも表現)に大別したが「明確な階級的な型の特徴をもつのは、ただ両極の諸グループ……つまり、プロレタリア化した農民(貧農のことではなく、経営をもたない「農民」——引用者)および資本家的大経営のみである」として、農民の「諸グループと諸階級」とを区別した(Хрящева, Группы и классы……, стр. 12. なお、この一節は第2版では削除されているが、彼女の見解そのものは変っていない)。彼女はまた、農家区分に際して播種面積を指標とするよう強く主張したが、それもまた、農家の95%(1926年時点。1924年段階では98%)、すなわち「階級的特徴」をもたないとされた前記の貧農、中農および富裕農の農家においては、その経営規模がもっぱら播種面積によって規定されるの見解があったからである(там же, стр. 8; Изд. 2-е, стр. 15—16, 64—65, 98)。チャヤーノフの場合(1925年時点)は、農家の9割が「純粋の家族経営」とする(チャヤーノフ, 前掲書, 310ページ)。

- 11) たとえば, Хрящева, Крестьянское хозяйство..., стр. 42—43, 101—102. このような離村への着目もあって、彼女は「農民経済を農村の諸条件だけで検討してはならない」ことを繰り返かえし強調し(たとえば, там же, стр. 229—231), また「中間層の増大は、両極の諸群の農家の強力な離村および絶家の結果として、すなわち、まさしく分化過程の結果として起こりうる」(там же, стр. 224)という論理をもって、農民層分解が「文字通りの、中位の諸群の犠牲による両極の諸群の増大という形では生じていない」現実を説明しようとし(там же, стр. 227), 同時に、両極層の農家の「中間層への移動(тяготение)」論を唱えたナロードニキ経済学者と両極分解論を主張したレーニンとを両面批判しようとした(там же, стр. 212—228)。農業と国民経済との関連、階級分化と「中農化」傾向との関係についての彼女のこうした見解は『現代日本農業論』(青木文庫, 上巻, 184ページ)における故栗原百壽氏の農民分解論の先駆をなすもののように思われる。
- 13) Кубанин, Указ. соч., стр. 3—5. 前述の討論会では、ウジャンスキーがナロードニキ経済理論の三つの発展段階を区分した。すなわち、国全体の規模において資本主義の展開を否定した時期、都市への資本主義の滲透は認めたと農村におけるその存在は否定した時期、最後に、共同体への資本主義の滲透は認めたと農家および「農民の魂(душа крестьянина)」へのその滲透は否定した時期、この三段階である(《На аграрном фронте》, 1929, No. 7, стр. 104)。
- 14) 以下のボルシェヴィキ研究者主流の見解の叙述においては、クリツマンとクバーニンの強調点の相違を考慮して、多分に最大公約数的なものとならざるを得ない。
- 15) Кубанин, Указ. соч., стр. 55.

- 16) там же, стр. 56.
- 17) там же
- 18) там же, стр. 59.
- 19) там же, стр. 62.
- 20) там же, стр. 65—66.
- 21) 29年4月の討論会で、スハーノフやイオーノフは、このような解釈がなんら新しいものではなく、すでに近代家族についてエンゲルスが提出している(「夫は家族のなかでブルジョアであり、妻はプロレタリアートを代表する」、『家族・私有財産・国家の起源』[戸原四郎訳、岩波文庫、97ページ])と主張したが、これに対しスルコフスキーは、エンゲルスの命題を農民世帯の分析に適用したのはクバーニン・クリツマンが最初であると弁護した(《На аграрном фронте》, 1929, No. 8, стр. 93)。
- 22) 《На аграрном фронте》, 1929, No. 7, стр. 98. この解釈と対応して、セリヴァーノフは分家を「小ブルジョアの熱狂」と呼んだ。彼の説明の背後にあるものは、「個人主義」とは即「所有者的個人主義(собственнический индивидуализм)」に他ならないとするボルシェヴィキの抜きがたい近代主義的思考である(A. Селиванов, К вопросу об установлении в законодательном порядке норм недробимости. — 《На аграрном фронте》, 1927, No. 5, стр. 40)。なお、クバーニンは、最初の論文では、分家が「農家の経済力の上昇につれて」、すなわち富裕農(彼にあっては半資本家的経営を意味する)ほど頻繁になるとしていた(《На аграрном фронте》, 1928, No 1, стр. 18)が、のちの著書では、この文章に続けて「しかし、上層グループではなく、中位のグループが、分割される農家の(絶対数における — 引用者)基本的大量をなしている」という一節を書き加えた(Кубанин, Указ. соч., стр. 48, также см. стр. 81)。こうした強調点の移動をリードしたと思われるクリツマンもまた、最初の論文では、分家が最も頻発するのは、すなわち「農家の内的諸矛盾が最大の緊張に達するのは、プロレタリア的および半プロレタリア的な(貧農の)農家でも資本家的経営でもなく、小ブルジョアの農家(中農)の上層であり、半資本家的経営においてである」と述べていたが(《На аграрном фронте》, 1929, No. 3, стр. 11)、討論会の報告では、たんに本文で引用したごとく述べ、強調点の移動を完成した([5]節を参照)。
- 23) 実は1900年にマルクス主義者ルミャンツェフの行なったスモレンスク県ヴァズマ郡の調査が、すでに、播種面積別の上級の諸群ほど農家の分割が頻繁であるという結果を与えていた(П. Румянцев, К вопросу об эволюции русского крестьянства, — 《Очерки реалистического мировоззрения》, СПб., 1904, стр. 541)。しかし、この上級の諸群を階層的にどう規定するかによって、

- 分家が最も特徴的であるとされる階層は論者によって異なることとなった。フリヤンチョーヴァは、すでに見た彼女の「農家」範疇（そのなかでも相対的に大きな家族と経営をもつ農家——革命後の規定では「富裕農」）においてこの現象を理解し、クバーニンは、富裕農一般（半資本家的経営）が最もよく分割されるとして、註(22)でみたような最初の見解を打ち出したのである。
- 24) Кубанин, Указ. соч., стр. 8—9, 67, 108—110. なお、真に企業家的な農業経営は分割されないか、あるいは分割が極めて稀であることを示すと思われた統計資料がウラル地方に関して存在する。フリヤンチョーヴァはこれをもって、彼女のいう「農家」の諸特徴を失った「企業家タイプの経営」はむしろ分割されないとする自説の一確証とした（Хрящева, Группы и классы..., Изд. 2-е, стр. 100—101）。
- 25) 邦訳『レーニン全集』, 第3巻, 75ページ。
- 26) 《На аграрном фронте》, 1929, No. 7, стр. 98.
- 27) Кубанин, Указ. соч., стр. 12—16, 96—103. なお、党内反対派は、農家の分割を農村における階級分化の本質的原因のひとつと見なしていたという（там же, стр. 41）。クバーニンの場合は、分家の結果としての階級分化なるものが、典型的な両極分解でなく、商人・高利貸資本と半窮民を産みだす型のものとする（там же, стр. 103）。
- 28) там же, стр. 15.
- 29) там же, стр. 29.
- 30) Хрящева, Условия дробности..., 彼女によれば、「アシトコフ郷の大部分のクスターリは、他人の原料で働いており、それゆえ、その階級の状態としては自立的手工業者よりも労働者に近い半従属的クスターリの部類に入る」という（там же, стр. 100）。なお、彼女はこの批判において、クバーニンに対する反撥もあって、分家慣行における社会・経済的諸要因の意義を否定するかのごとき言説をもなし、上述の自分の基本的見地を著しく傷つけた。この場合、彼女は農奴制時代における分家の存在をひとつの根拠としたが（там же, стр. 109）、そこで引用された小ロシア地方の分家に関する著作のなかでは、逆に「ある者を手工業に慣らすための、あるいは遠隔地での賃仕事のための、家族（семейство）からの働き手（рабочий человек）の人為的分離」について何度も言及されている（В. Гарновский, О делимости семейств в Малороссии, Киев, 1853, стр. 3, 6, 9, 11）。
- 31) 討論会後も批判は続き、註(22)で述べたクリツマンとクバーニンの強調点の移動あるいは差異を逆用して小経営の低い生産構造こそ細分化の原因とし、細分化対策を小経営の経済的増進一般に還元する見解が出された（А. Ларин, К вопросу о социально-производственной сущности процесса дробления крес-

- тънских хозяйств, —《Экономическое обозрение》, 1929, No. 8).
- 32) 《На аграрном фронте》, 1929, No. 7, стр. 106. Уджанскийは、討論会におけるクリツマン報告に対して、それが農村の階級分化の研究に関する共産主義アカデミー農村研究所の活動のいっそうの「深化」であるという位置付けを与えた(там же, стр. 104)。
- 33) см. Кубанин, Указ. соч., стр. 130; 邦訳『レーニン全集』第44巻, 757ページ。この経緯を筆者はいまだ確かめていないが、おそらくそれは、ひとつには彼女が農家のグループ分けに際して主張した播種面積にもとづく区分(註(11)を参照)が20年代後半に入って激しく批判されたこと(см. Погудин, Указ. соч., стр. 35—36), いまひとつには1927年までに動態調査プログラムが改定されたこと(Газарова, Указ. соч., стр. 284—286)に関連していたように思われる。
- 34) Немчинов, Указ. соч., стр. 325.
- 35) Газарова, Указ. соч., стр. 285.
- 36) см. 《Статистическое обозрение》, 1929, No. 5, стр. 122.
- 37) Сдвиги в сельском хозяйстве СССР....., стр. 68—69.
- 38) см. Кубанин, Указ. соч., стр. 33, 36, 40.
- 39) Л. Литошенко, Ограничение дробимости крестьянских хозяйств, —《О земле》. Сборник статей, М., 1921, стр. 94.
- 40) там же, стр. 98—99.
- 41) там же, стр. 100—101. なお、リトシェンコは、ソビエトにおいてかかる方策の実施を容易にする条件があると土地国有化に言及している(там же, стр. 101—102)。こうした発想は20年代末にスターリンによって継承される(Сталин, Сочинения, т. 12, стр. 150—153)。
- 42) Землемер, Ограничение дробимости крестьянских хозяйств, —《Сельско-хозяйственная жизнь》, 1924, No. 10, стр. 9
- 43) 以下のコンドラーチエフの見解については、Н. Кондратьев, К вопросу о “Проекте основных начал землепользования и землеустройства КЗП”, —《На аграрном фронте》, 1926, No. 9; он же, К вопросу о дифференциации деревни, —《Пути сельского хозяйства》, 1927, No. 5. を参考にした。
- 44) С. Дубровский, Современное малоземелье и пути его ликвидации, —《На аграрном фронте》, 1926, No. 5—6, стр. 44. なお、彼は、リトシェンコのように「革命による土地不足の激化を敵視し『中国の運命』をもって威嚇する者は革命の本質と意義をまったく理解していない」とし、革命が必然であった限り、その結果としての農家の著しい細分化もまた不可避であったことを正当に指摘した(там же, стр. 43)。

- 45) 《На аграрном фронте》, 1929, No. 8, стр. 96.
- 46) 《На аграрном фронте》, 1927, No. 1, стр. 103.
- 47) 《На аграрном фронте》, 1929, No. 7, стр. 103. クリツマンはこうした議論を展開しない。行政的な分家規制に反対する彼の主要論拠については、[5] 節註(4)、を参照。なお、討論会においてクバーニンの本来的論拠を最も明確に述べたのはヴェルメニチェフである。「上層グループにおける分割された農家の割合は、他のグループにおけるそれよりも大きい。このことは何を示しているか。それが示しているのは、もしわれわれが今、行政的措置によって細分化を制限するならば、われわれはなによりもまず、この分解から上層グループを保護するであろうということである。配慮されているのは結局この層なのである」(《На аграрном фронте》, 1929, No. 8, стр. 100)。
- 48) Кубанин, Указ. соч., стр. 184—186.
- 49) このような絶望は、「一般原則」の立案者自身も分ちもっていた (Carr and Davies, op. cit., vol. 1-1, p. 119)。
- 50) Кубанин, Указ. соч., стр. 188.
- 51) там же, стр. 30—31; 《На аграрном фронте》, 1928, No. 11, стр. 26; 1929, No. 7, стр. 101. パヴロフはクバーニンのこの点に関する見解を「農村の完全な生産協同組合化の条件のもとでは分家は存在しないであろう。というのは、農家世帯が存在しないからである」と表現した(《На аграрном фронте》, 1929, No. 8, стр. 85)。なお、フリヤンチョーヴァも分家に対する行政的方法による規制に反対し、また細分化に対し採られるべき政策についても、彼女の見解からして、農村の貧困層を吸収しうる集団農場の成長、とくに工業化の展開を重視した(Хрящева, Условия дробимости..., стр. 112)。しかしクバーニンは、彼女との部分的な見解の一致を考慮せず、逆に彼女の見解を「現代の完全にクラク的な理論」として全面否定するようになる(Кубанин, Указ. соч., стр. 136)。
- 52) 《На аграрном фронте》, 1929, No. 8, стр. 87, 96.
- 53) 《На аграрном фронте》, 1929, No. 7, стр. 104.
- 54) 《На аграрном фронте》, 1929, No. 8, стр. 88. すでにドゥブロフスキーも述べていたように、農業税の徴集方式は分家を促進するひとつの契機であった。たとえば、1927—28年度農業税法の規定によれば、6人家族、査定所得115—120ルーブル(1人当り20ルーブル)の農家は税を支払わねばならなかったが、4人家族、査定所得180ルーブル(1人当り45ルーブル)の農家はもし分割されれば税は免除されることになっていた(Селиванов, Указ. соч., стр. 41)。1928—29年度については、こうした分家刺激的な税法は、今見たような相対的低所得層だけでなく、分家がもともと極めて頻繁な「富裕農」に対しても作用した。と

いうのは、「郷(地区)租税委員会には、富裕農戸に対して家族数に応じて税を減じる特典を与えない権限が付与された」からである(溪内、前掲書、第二部、1972年、69ページ)。その結果、「総所得は比較的大きいが1人当りの所得は僅かな大家族の中農」に対する租税賦課が著増し、これを回避しようとして農民の分家志向も強まった(Газарова. Указ. соч., стр. 288)。この点での法改正の必要は1928年末に認められた(溪内、前掲書、第二部、84ページ)。

55) см. Сталин, Сочинения, т. 11, стр. 12.

[五]、にもかかわらず、クリツマンの見解には、ほとんど唯一のメリットが存在した。そしてこの点は上記の討論会出席者が一様に理解しえなかったところであった。クリツマンに基礎資料を提供したクバーニンすら、この点では逡巡していたように思われる。すでに述べたように、クバーニンは分家に対する行政的規制を敵視した。彼がこの敵視の最も明快な根拠としたのは、前述のごとく「富裕農の分家」論である。しかし彼は、1927年3月の訓令に対する反撥のあまり、次のようにも述べてしまった。すなわち「安定的な経営のために必要なすべてのものを圧倒的多数の農家は分家に際してほとんどもっていない。このことは訓令第1条において与えられた規定のもとでは特にそうなのであって、それが分家の要求を直撃することは明白である」(強調——クバーニン¹⁾)、と。しかし、この議論が彼本来の主張と両立しうるかどうかは極めて微妙であった。彼はこの点をあらためて検討しなければならなかった。その結果明らかであったことは、分割された農家の分家前における技術的、経済的構造が、「農具および家畜の相対的に大きな保有にもかかわらず」平均的農家以下であり、その作付構成も、より消費的な性格を帯びていたことである。こうしてクバーニンは、「農家は、それが後進的であるほど、その生産諸力の発展水準が低いほど、より容易に分割を許す」という自明の命題によりやく達することができた²⁾。しかし、彼がこの問題の検討を彼の著書において「分割された農家の分家前における組織・生産的構造」と題する新たな一章を設けて行い、「理論」の重点を「富裕農」から「中農」に移そうと試みて³⁾も、他方で彼本来の主張は変えることがなかったから、彼の著書は逆に論理的不整合をいっそう浮きだたせることとなってしまった。クリツマ

ンはクバーニンのこうした混乱を見抜いていたようである。それゆえ、彼は分割された農家の「富裕」性を強調しない。彼はいう。クバーニンの新資料からすれば、「分家の結果そこから発生する新しい農家よりも大きな生産諸力発展の前提を有する相対的に大規模の農家を破壊するものとして、単純に分家を見ることはもはや不可能となる。このような理解が一見していかにか説得的に思われようとも、それは誤りであり、表面的で単純であるがゆえに誤りである⁴⁾」と。しかし、分家に対するこのような見方の意味するところは重大である。なぜならば、いまや「経営の規模、分割された農家の大規模さは、その技術的、経済的水準の指標ではない」ことが明らかにされたからである⁵⁾。とすれば、これまで農家の外見的経営規模を主たる指標とし、それにもとづいて農家を単に相対的に比較することによって行なわれてきた階層区分、ソビエトの階級分化論は一体どうなるのか。クリツマンはもはやそれ以上は語らなかった。彼は、自己の結論がいかなる実践的意義をもちうるかを、ある程度、理解していたのである。彼は述べた。「もし事物の深部にある真理を明るみに出したとすれば、諸現象の本質の理論的分析に立ち入らない実践家の側からの不満を惹起するような一見して奇妙な結論がしばしば得られるものである⁶⁾」と。いずれにしても、経営規模の外見的大きさがそれ自体、農家の「富裕農」性、その階層規定の指標ではないとするクリツマンの大胆な問題提起は、レーニン『発達』以来ボルシェヴィキ伝統の相対的農家階層区分⁷⁾、農村革命の過程での階層の変動に対して与えられた「中農化」なる規定⁸⁾、20年代ソビエト農村における「中農」のみならず「富裕農」なるものの内実を疑問とするに充分であった。いまや、農業部面のみならず副業的「営業」をも視野に入れ、農民諸層の絶対的規定を明らかにすべく農民の現実の存在諸形態を全面的に解明すべきであった⁹⁾。しかも、その見方は異なるにせよ、フリャンチョーヴァ、クバーニンの両者とも、分家の研究に際して一様に農家外「営業」に言及せざるを得なかったほど、これら二つの現象の関連は深かったのである。すでに、全ロシア規模では農奴解放以後における家父長制的大家族の分解と分家慣行の一般化とに関しても、解放後に種々の形態をとっ

た農家外就業の展開が、その重要な要因として指摘されていた。ヤクーシキンという。「以前は、大ロシアの農民のもので、不可分の息子たちの稼いだ貨幣はすべて父親に引き渡され、彼が全家産を専制的に管理していた。この慣習は、農民生活の経済的諸条件の変化とともに、以前は自分の家で作られていた物を貨幣で買いとる必要の発生とともに、土地不足がひきおこした出稼ぎ営業の展開とともに、家族の個々の成員の経済的利害と矛盾するようになった。……もしある妻帯した息子に子供がなく、あるいは少なく、他の息子に子供が多いとすれば、前者の稼いだ貨幣の一部は後者の家族の扶養にあてられる。家族成員の経済的利害は分家の主要な動機である。実際、現在においては、家族成員は、出稼ぎ営業で彼が得た賃稼ぎの一部をしばしば自分のためにとっておく¹⁰⁾」と。改革後ロシア農民の「個人主義的傾向」もまた、主としてこのような脈絡のなかで把握されるべきものであった。

そもそもロシアの農民の大多数は、到底、自立的な農業者ではない。それは、典型的には、深く農家外副業に関係する兼業農家であった。「どんな村も、農業とならんで、さらに、家内小営業にせよ、出稼ぎにせよ、副業を営んでいる。あるところでは、農民は故郷の山林で働き、木を切り、運び、そして流し、あるいは石や土を掘り、あるいは彼らは紡績工、織布工であり、捺染工、染色工であり、鍛冶屋、錠前師であり、鞣皮職人、毛皮職人であり、馬具師、靴屋であり、帽子職人、仕立屋、ろうそく職人、ブラス製造人、指物師、車大工、籠製造人、陶工、聖像画家であり、あるいは、なにかある別の手工業に従事している。他のところでは、農民は御者、あるいは水夫、大工、鉄道労働者および工場労働者、仕立屋および靴職人、桶屋、あらゆる種類の奉公人として、行商人、獣医として、また職業的乞食として異郷に出かける¹¹⁾」とりわけ出稼ぎの展開はめざましく、パスポート発行数でその趨勢をはかるならば、農奴解放以後の半世紀のあいだに7倍以上となり、19世紀末・20世紀初頭において、欧露部分のみで600万人以上(うち農業出稼ぎは250万人)の農民が、なにかんづく両首都を中心とする工業地帯と黒海を囲む南部辺境の農業地帯とに賃仕事を求めて殺到した¹²⁾。この数ば平均すれば農家2—3戸に出

¹³⁾

稼ぎ農民1人という驚くべき大きさである。こうした事態は、1917年以降の農村革命によっても根本的には解消されなかった。「農村人口過剰に関する問題は十月革命以後も無くならなかった」¹⁴⁾ことが、このことを証明する。たんなる土地改革では農民が自立的農業者に再生できないほど、それほど深く彼らは旧露資本主義の展開にまきこまれていたといえる。たしかに、革命および内戦による大工業と都市経済の崩壊および混乱、農村革命による特に南部の資本家的大農業経営の解体¹⁵⁾といった事情は、農家副業のあり方に甚大な影響を与え、とくに¹⁶⁾出稼ぎという形態でのそれは一時激減した。そこには、僅かとはいえ土地を得て農民の主要な努力が農業経営に向けられたとか、農村革命の過程での小家族化が革命前ほど農業専従者と「営業者」とへの家族成員の人的分化を容易にしないなどの事情もあったであろう。¹⁷⁾しかし、だからといってロシアの農民が全体として自己の農業収入のみで家族を養える自立的農業者に転化しえたわけではなかったであろう。副業収入は、1925/26年時点ですら、農家総収入の36.6% (ソ連全体の平均) も占めているのである。¹⁸⁾問題は農家副業の一定の形態変化にこそあったであろう。¹⁹⁾ちなみに、著者が利用しえた農家の家計資料にもとづいて、1923/24年における自立的農業者とみなされる農家 (農業収入のみによって租税を含む家計費をまかなえるもの) の割合を試算してみると、この種の農家は、第7表から、北部、ウラル地方、中央工業地方、中央農業地方において、それぞれ、8デシャチーナ以上、16デシャチーナ以上、8デシャチーナ以上、16デシャチーナ以上の播

第7表 播種面積別諸群の農家の家計・1923/24年

(単位 戦前金ルーブル)

(1) 北部

農家群	戸数	家族員数	農業純収入(A)	税/現物と(B)貨幣	個人消費(C)	(A)-(B)-(C)	「営業」収入
0.01-2 дес.	178	788	14979.55	1289.83	26203.56	-12513.84	12402
2.01-4	161	1025	26173.14	2531.16	35382.06	-11740.08	9268
4.01-6	17	125	4842.59	529.48	5370.50	-1057.39	647.0
6.01-8	3	26	958.53	148.65	1073.7	-263.82	252
8.01-16	1	10	499.46	59.4	423.41	+16.65	112

(2) ウラル地方

農家群	戸数	家族員数	農業純収入(A)	税/現物と(B)貨幣	個人消費(C)	(A)-(B)-(C)	「営業」収入
2 дес.以下	77	345	6314.76	660	11437.1	- 5782.34	7557
2.01-4.00 дес.	118	621	15696.73	1952.5	21386.6	- 7642.37	8623
4.01-6.00	100	563	20064.48	2883.3	22656.0	- 5474.82	8564
6.01-8.00	72	482	18059.77	2703	19274.6	- 3917.83	5305
8.01-16.00	64	468	24036.7	3434.7	21239.0	- 637.0	6025
16.00 дес.以上	1	7	692.0	158.5	326.3	+ 207.2	0

(3) 中央工業地方

農家群	戸数	家族員数	農業純収入(A)	税/現物と(B)貨幣	個人消費(C)	(A)-(B)-(C)	「営業」収入
2 дес.以下	333	1711	36531.90	3839.9	76576.40	-43884.40	55931
2.01-4.00 дес.	406	2735	82034.49	9731.7	116533.14	-44230.35	58109.8
4.01-6.00	138	1042	41178.02	4964.5	50530.00	-14316.48	19875
6.01-8.00	48	442	20038.54	2413.58	21672.07	- 4047.11	7555
8.01-16.00	16	152	9370.84	1087.0	7736.64	+ 547.20	1269
16.01 дес.以上	1	18	1001.41	72	1060.6	- 131.19	417

(4) 中央農業地方

農家群	戸数	家族員数	農業純収入(A)	税/現物と(B)貨幣	個人消費(C)	(A)-(B)-(C)	「営業」収入
播種しないもの	4	9	4.54	7.45	305.77	- 308.68	453.7
2 дес.以下	210	885	19231.17	2039.41	29399.96	-12208.20	19205
2.01-4.00 дес.	415	2207	65714.03	7651.15	72723.37	-14660.49	26377.5
4.01-6.00	349	2498	85108.33	12029.81	85127.9	-12049.38	25309.2
6.01-8.00	164	1442	63255.93	8349.08	55009.51	- 102.66	12579
8.01-16.00	129	1355	66834.99	9528.15	58177.47	- 870.63	11555
16.01 дес.以上	9	134	11317.53	1419.0	8285.63	+ 1612.90	1435

資料：Крестьянские бюджеты 1922/23 г. и 1923/24 г. вып. 1 (M., 1926), стр. 194, 232, 233, 287, 290, 328, 329, 383; вып. 2 (M., 1927), стр. 384, 422, 423, 485; вып. 3 (M., 1927), стр. 384, 431, 432, 433, 495.

註：農業純収入とは、第5表の場合と同様に、ここでも「条件的農業純収入」を意味し、したがって固定資本更新のための費用は控除されていない。また個人消費のなかで考慮されているのは食料、衣料および若干の工業製品であって、すべての消費物資が網羅されているわけではない。なお、この時期には「営業」所得に対する課税は行なわれていなかった。

第8表 農家のグループ分け, 1924年

地 域	ソ 連	ロ シ ア 共 和 国	北 部	モスクワ 工業地方	中 央 農 業 地 方	ウラル地方
被調査農家数	1291138	736323	19622	123821	156441	44078
播種しないもの	4.3	4.2	1.4	2.6	1.6	9.5
播種 1 dec.以下	13.7	15.9	25.4	21.4	11.0	16.3
1.1-2 dec.	23.4	24.7	40.8	35.6	22.6	20.1
面積 2.1-3	19.6	19.7	21.3	22.4	22.4	16.5
積別 3.1-4	13.2	13.0	7.5	10.2	17.1	12.6
農家 4.1-6	13.8	13.0	3.1	6.3	17.2	13.3
群 6.1-8	5.8	5.1	0.4	1.2	5.6	6.1
8.1-10	2.7	2.0	0.1	0.2	1.7	2.7
10.1-16	2.6	1.8	—	0.1	0.7	2.3
16 dec.以上	0.9	0.6	—	—	0.1	0.6
計	100	100	100	100	100	100

資料：Народное хозяйство Союза ССР в цифрах. М., 1925, стр. 232, 236, 238, 240, 242.

註：モスクワ工業地方に含まれる諸県は、第6表における中央工業地方のそれと全く同一である。

種面積をもたなければならないが、しかし、これらの層の農家は、より悉皆調査的性格をもつ春季抽出調査（весеннее выборочное обследование）の資料によれば（第8表）、それぞれの地方において、農家総数の0.1%、0.6%、0.3%、0.1%と全くとるに足らない比重しか占めていないという結果すら得られる。ここでは、²⁰⁾チャーノフが、農家の経済活動の指標として、農業経営からの収入ではなく副業収入をも含めた家族の収入合計をとるべきことを主張した、あの現実感覚が想起されるべきであろう。そして、このような「農業」構造のもとでこそ、たとえ農地分割のために農業収益が低下したとしても——この低下こそリトシェンコをはじめ、すべての農家不分割論者の第一の論拠であった——、農家にとってこの事実のもつ意味が著しく減殺されたことが考えられるのである。

1) 《На аграрном фронте》, 1928, No. 11, стр. 16 (Кубанин, Указ. соч., стр. 185)

2) там же, стр. 23—26.

- 3) 前節註(22), 参照。
- 4) Кубанин, Указ. соч., стр. 27. クリツマンは、それゆえ、分割される農家を「弱体化し衰退しつつある農家」とみなした。彼が分家に対する行政的規制に反対した主要論拠はここにある。ドゥブロフスキーの「不干渉主義」なる批判に対して、彼は、こうした弱体化農家の「一体性を人為的に維持することは根拠がない。なぜならば、これはその生産諸力の発展をもたらさないからである」と応酬した(《На аграрном фронте》, 1929, No. 8, стр. 104)。しかし、クリツマンによれば、分割される農家の「弱体」性の原因は、まさに、前述の「農家の内的諸矛盾」であり、こうして彼はクバーニンとともに「階級分化としての分家」なる「理論」を主張しえたのである。
- 5) 《На аграрном фронте》, 1929, No. 7, стр. 99. フリヤンショーフヴァについていえば、彼女はこの点ではいわゆる「農家」範疇の定立のために問題を回避したといえる。彼女は、レーニン『発達』分解論の主要論点为上層の農民と下層のそれとの関係であることを鋭く見抜いていた(Хрящева, К вопросу об изучении расслоения..., стр. 80)とはいえ、自己の「農家」概念のなかにレーニンの相対的農家区分を包みこんでしまった(前節註(1), 参照)ため、後者を根本的に問題とし、それを克服する動機を失った。なお、本稿では詳しく触れえない問題であるが、彼女があれほど注目した農家の家族規模の問題を考慮すれば、資本家的、もしくは半資本家的大農業経営は別として、家族員1人当りの諸指標にもとづく農家区分を原則的に否定しえないにもかかわらず、おそらくはレーニンにしたがって(邦訳『レーニン全集』, 第3巻, 122—123ページ), 彼女もまたそれに対して極めて否定的であった(Хрящева, Группы и классы..., стр. 59)。しかし、セリヴァーノフですら、たんなる外見的指標にもとづいて、たとえば、馬をもたなければ貧農、1—2頭もちなら中農、2—3頭もちならクラークとする「地方権力機関」の評価に異議を唱え、分家を刺激しないように農家の家族規模を考慮するよう主張した(Селиванов, Указ. соч., стр. 41)。
- 6) 《На аграрном фронте》, 1929, No. 7, стр. 97.
- 7) レーニン『発達』における相対的農家区分の問題については、日南田静真『ロシア農政史研究』, 1966年, 第1章第6節, を参照。
- 8) レーニンは1921年に次のように書いた。「農民『貧者』(プロレタリアと半プロレタリア)は、非常に多数の場合、中農(средняк)に転化した。そのために、小所有者的、小ブルジョアの『自然発生性』が強まった」と(В. Ленин, ПСС, т. 43, стр. 218)。ここには、少なくとも革命後の「中農」の階級性格の小ブルジョアのそれとの同一視がある。しかし、『発達』における「中農(среднее крестьянство)」とは、改革後の「まったく新しい二つの型の農村住民」, すなわち「農村ブルジョアジー」(この主要構成員こそ「小ブルジョアジー」とされた)

および「農村プロレタリアート」とは異なる、いわば非改革後型の中位の農民でしかなかった(邦訳『レーニン全集』, 第3巻, 168—173ページ)。明らかに革命前後のレーニン「中農」概念には断絶がある(なお、レーニンが「経済学的な意味での『中農(среднее крестьянство)』』という場合、それは半資本家的経営をさす[同上, 第31巻, 146—147ページ])。この断絶を埋めるひとつの方法をコヴァリチェンコが事実上提出している。彼は、『発達』における農民階層区分が資本家社会の通常の階級区分と合致しないことを認めながらも、ドイツの「中農(средний крестьянин)」に関するレーニンの所説を引用しつつ、革命前ロシアの「中農(среднее крестьянство)もまたその社会的本性からして小ブルジョアジーに関連した」とする(И. Ковальченко, В. И. Ленин о характере аграрного строя капиталистической России, —《Вопросы истории》, 1970, No. 3, стр. 38)。

- 9) かつてダニエロフ氏はエンゲルスの小農規定(前掲『マルクス・エンゲルス農業論集』, 156ページ。邦訳『レーニン全集』, 第31巻, 145ページをも参照)を継承し、「中農(крестьянин-средняк)」について語る場合、次のことが考慮されると明快に述べた。すなわち、その農業経営が「家族だけの労力で(雇傭労働の搾取なしに)、そしてそれに属する生産諸手段によって営まれること、その生産物がこの家族の全成員に特定の生活最低限を保証すること」と(В. Данилов, О характере социально-экономических отношений советского крестьянства до коллективизации сельского хозяйства, —《История советского крестьянства и колхозного строительства в СССР》, М., 1963, стр. 55)。氏のこの「中農」規定は画期的であった。なぜならば、この規定は、同じく氏の、というより今日の多くのソ連史家の(だけでなく、カーチラ西欧の研究者の立論の暗黙の前提とも共通する)次のような見解の問題性を浮きぼりにするからである(とはいえ筆者は、以下の氏の見解のソ連史学界における研究史上の積極的意義を決して否定するものでない)。氏はいう。「農民的小経営の生産諸関係は、商品生産のもとでは、ブルジョアの諸関係の制度に関連し、後者のひとつの変種をなす。それらは、より正確には、小ブルジョアの諸関係と規定することができるであろう。集団化前のソビエト農村における生産諸関係(われわれは、なによりもまず、中農[средняк]を考慮している)もまた同様に、その性格を小ブルジョア的なものと認めなければならない」と(там же, стр. 56)。しかし、ここでは、証明されるべき事柄がすでに前提されてしまっている。すなわち、ソビエト初期の農民の社会的性格の検討が「農村における生産諸関係」の解明に還元されるのかどうか、また、20年代ソビエト農村の「中心人物」が果して氏の明確な規定における「中農」であったのかどうか、ということこそ問題だからである。のちに氏は、ソ連において1930年代以来、真正面から独自に研

究されてこなかった農民出稼ぎの問題を先駆的に研究した(В. Данилов, Крестьянский отход на промыслы в 1920-х годах, —《Исторические записки》, т. 94 [1974])。これは上記の問題の再検討という意味で、またこの問題の解明に不可欠の農家家計資料を利用しているという意味で、極めて重要な研究であったが、若干のニュアンスの変化にもかかわらず、次のような結論にとどまった。氏はいう。「農家における出稼ぎ者の現象は、家族の消費の満足を志向し、家族協業に依拠する、かなり現物的、消費的な小商品経営としてのその(農家の——引用者)本質が根本的に変化したことをいまだ意味していなかった。農家総収入に対する出稼ぎ者の寄与は本質的補充の役割を果たしたが、しかし出稼ぎ者を出した農家の基本的数量に関して、その(農家の——引用者)収入の本質を変えなかった」と(там же, стр. 116—117)。しかし、何が「本質」であり、「現象」であるのか。この点の判断は、氏が提出した厳格な「中農」規定の適用可能性如何にかかっているはずである。そしてこのためには出稼ぎだけでなく農家副業全体を考慮に入れなければならない。それを氏はいまだ行っていない。

- 10) Е. Якушкин, Обычное право, вып. II, Ярославль, 1896, стр. XXI—XXII. ヤクーツキンが述べた分家慣行とその経済的諸要因との関係は、前者が一旦確立してしまおうと逆転してあらわれるように思われる。イヴァノヴォ・ヴォズネセンスク県の農村通信員は述べている。「核家族(односемейные дворы)ではすべてが完全に共同の釜に入るが、複合家族(многосемейные дворы)ではどんな場合でも小部分が隠され、貯えられる。その根拠は、もちろん、分家である」と(Кубанин, Указ. соч., стр. 58)。
- 11) A. Thun, Landwirtschaft und Gewerbe in Mittelrussland, Leipzig, 1880, S. 175.
- 12) Л. Минц, Трудовые ресурсы СССР, М., 1975, стр. 118.
- 13) Энциклопедический словарь. Русский библиографический институт Гранат, т. XXXIII, Изд. 7-е, стр. 555—556.
- 14) リャンチェンコ『農業経済学』(直井武夫訳), 上巻, 490ページ。
- 15) たとえば、旧タウリーダ県メリトポリ地方に関する研究によると、1912年に農家総数の13.8%を占めていた播種面積25デシャチーナ以上の、したがって半資本家的小おび資本家的大経営(総播種面積の半分を独占)は、壊滅的な打撃をうけた模様で、1926年時点になっても農家総数の1.2%をなすにすぎなかった(A. Арин и др., Социально-экономические изменения в деревне, М., 1939, стр. 21, 107)。
- 16) Минцの計算によれば、1923年において出稼ぎ農民総数は、ザカフカースを除くソ連全体でも167万人、うち農業出稼ぎは22万人であった。とりわけ後者の減少が顕著である(Минц, Указ. соч., стр. 147, 162)。
- 17) Фриантшо-ёваは、農家1戸当り働き手数の減少(全ソ連平均で1917年の

- 1.5人から1920年には1.3人、1921年には1.2人)に関する資料を引用しつつ述べた。「こうした事情のもとで出稼ぎ営業者を出せたのは、働き手2人、大家族で3人の農家だけである。働き手1人の農業経営は彼を営業に出すことはできなかった。1920年において働き手3人の農家はたった8.9%、働き手2人のそれは20%であった」と(A. Хрящева, *Расслоение крестьянства в условиях НЭПа*, —《Социалистическое хозяйство》, 1924, кн. II, стр. 53)。
- 18) ロシア共和国の消費地域では54.8%、同生産地域では38.8%である(Данилов, *Крестьянский отход...*, стр. 99—100)。
- 19) フリヤンチョーヴァのいう「兼業農家(промысловые хоз.)」とは、自己の家族内に「営業者」がいる農家(хоз. с промышленником [ами])の意であるが、この場合の「営業者」は、註(17)の彼女の言葉から明らかなように、「営業」専従者的色彩の極めて濃いものであった。このことは、革命前の彼女の言明——「営業状態(промысловость)別諸群の指標として営業者数を採るのは、標識のこの表現が最も客観的であり、グループ分けに主観的判断が入りこむことを免れさせると思われるからである」(Хрящева, *Крестьянское хозяйство...*, ч. II, стр. 21)——からも推則できる。しかし、こうした方法は、とりわけ20年代初期における副業の一定の形態変化を十分に捕捉させえなかったであろう。したがって、たとえば彼女は1925年における兼業農家率を消費諸県で48.2%、生産諸県で29.5%、ヴォルガ流域で25.3%とするが(Хрящева, *Группы и классы...*, Изд. 2-е, стр. 35)、これらの数値は現実を過小評価しているように思われる。のちに(1928年)ネムチーノフは、「偶発的農家外就業(случайные занятия вне своего сел. хоз.)」について、それが以前には調査票に記入されていなかったことを示唆している(В. Немчинов, *Указ. соч.*, т. 1, стр. 88)。しかし、彼すら、「現在、きわめて著しい副業的諸職業の展開のために、『営業状態』の最下限を確定しなければならない」としたのである(там же, стр. 93)。とはいえフリヤンチョーヴァの資料からも、ネップ期の「営業」の急激な回復は明らかであった。彼女のいう「兼業農家」率と農民中の「営業者」の割合は、1922—25年において、それぞれ、14%から42%へ、11%から33%へと増加した(Хрящева, *Группы и классы...*, Изд. 2-е, стр. 54)。
- 20) これはあくまで試算である。筆者は1924/25年以降の家計資料を利用しなかったし、1923/24年についても、これら4地方以外は資料が刊行されなかった(см. Е. Машихин и др., *Статистические публикации в СССР*, М., 1975, стр. 75)こともあって検討できなかった。なお、1922/23年の資料を用いなかったのは、2年続きの豊作の年であった1923/24年のほうが復興しつつある農家経済の状態を正常に把握させうるし、また1923/24年における貨幣形態での納税の開始にみられるごとく戦時共産主義期の現物経済的擬制の解消が進んだと思われ

るからである。

21) チャーノフ .前掲書, 71, 73ページ。

〔六〕、20年代末ソ連の急テンポの工業化は、こうした農村社会に対し、強力な影響を与えざるを得なかったであろう。農村革命後一時激減した農民の出稼ぎは、ソ連全体で1927/28年には396万人、1928/29年には434万人を数えた。¹⁾局部的には、労働力移動が永久的性格を帯びはじめ、ネップ初期に増加した季節的出稼ぎが減少するという事態すら見られる。²⁾兼業農家率は、おそらく最も控え目な評価と思われるが、1929年時点において、北カフカース、ウクライナ、シベリアのような穀倉地帯でも40—50%、中央工業地帯から北西部にかけては70—80%にも達し、その多くが労働力販売型の副業に従事していた(第9表参照)³⁾。こうしたことからすれば、1927年末以降のかの穀物調達危機に関しても、進行しつつある工業化との関連での農家副業の展開が、その発生のひとつの重要な前提となったことは容易に推察されうる。すなわちこの危機は、農民が調達諸機関に対する穀物の引き渡しをその低調達価格のゆえに控えたことから生じたというばかりではなく、むしろこの売り控えそれ自体を可能とした農家の現金所得の一定の増加に対し副業の展開が大きく寄与したという事情こそ重要である。⁴⁾いいかえれば、農村革命後、地主制廃絶のもとで全面的に開花しようとする農民の小商品生産者の側面は、しかし逆に、彼らの種々の形態での副業的「営業」、なかんずく労働力販売型のその展開によって支えられているのである。しかし、こうした事態、とくに出稼ぎの活発化は、農業生産に対し極めて否定的な影響を与えざるを得なかったであろう。⁵⁾ソビエト権力による強制的穀物徴発の再開も、農民の農業増進に対する刺激をいよいよ減じ、播種面積と収量の実際の減少すら惹起することによって、農業の停滞および副業の発展というこの傾向をいっそう強めただけであった。分家についていえば、すでに触れたように(〔3〕節参照)1927年以降増勢に転じたが、これは前述の1928年の農業税賦課方式の変更という事情のみならず、この段階での工業化の進展およびそれに伴う労働力移動の強化、農外就業機会の増大——これらの諸要因の分家活発化に対する意

第9表 農民の農家外就業, 1927—29年

地 域 名	被 調 査 農 家 戸 数	農 家 の %							
		農家外職業をもつもの		労働者を出すもの				商工業企業を所有するもの	
		1927年	1929年	労働者全般		農業労働者		1927年	1929年
				1927年	1929年	1927年	1929年		
レニングラート地方	18902	74.7	76.7	33.9	44.1	10.2	19.2	2.7	3.2
西 部	31442	56.6	63.9	31.6	48.2	13.6	21.9	1.4	1.5
モ ス ク ワ 地 方	31469	67.9	74.3	33.8	46.5	7.1	14.6	2.1	2.9
イヴァノヴォ工業地方	23063	75.3	77.1	44.2	47.2	12.9	16.6	2.3	2.7
タ タ ー ル 共 和 国	13571	42.6	55.8	20.7	34.5	7.6	15.8	1.8	1.6
ヴォルガ中流地方	23977	59.0	59.3	26.3	31.9	15.3	17.1	2.1	2.2
中 央 黒 土 地 方	51055	37.8	45.8	26.8	32.9	15.5	18.8	3.0	2.7
ヴォルガ下流地方	23041	39.0	42.3	23.7	24.8	15.5	14.5	2.2	1.4
北 カ フ カ ー ス	27263	39.6	42.3	23.4	28.8	22.8	21.0	2.1	2.5
シ ベ リ ア	26562	46.5	56.5	37.7	36.9	30.6	30.3	4.2	4.1
ウ ク ラ イ ナ	64065	39.3	48.1	38.6	43.1	29.1	31.3	2.4	2.5
ベ ロ ロ シ ア	21289	53.6	63.7	36.9	46.7	20.2	27.2	0.9	1.3
トルクメン共和国	3223	43.6	52.5	30.2	39.5	22.1	30.1	2.4	2.4

資料：Сдвиги в сельском хозяйстве СССР между XV и XVI партийными съездами. Изд. 2—е. М.—Л., 1931, стр. 80—81.

註：この資料は、分家、離村等の「社会・有機的」諸変化を蒙りなかつた農家に関するものである。

義については既にみた通りである——とも関連していると思われ、この意味でそれもまた「急激な工業化と農業の衰退」を結ぶひとつの環たりえた。20年代末ソ連の工業化が最大限の穀物等の調達および備蓄を要求しつつ衝突したのは、一握りの投機者、「クラーク」の叛乱などでは決してなく、基本的には、急テンポの工業化それ自体がその停滞を余儀なくするところの以上の旧ロシアおよび初期ソビエトの「農業」構造そのものだったのではなからうか。⁸⁾とすれば、他面で、穀物調達の危機以降激化する政府と農民との対立が、たんに労農同盟の危機というにとどまらず、それが多くの労働者と農民の自然発生的一体性に対する権力の対抗という側面をも不可避としたことが考えられる。「わが国の旧知の半農民、半労働者」⁹⁾は1920年代末にあっても現実であって、1929年段階で工業労働者総数の35%から40%が農村出身者であり(石¹⁰⁾

油・石炭産業では58—63%)、その圧倒的多数(平均70—76%)は田舎に土地をもち、それを得益していた¹¹⁾。それゆえ、農民の自発的コルホーズ形成の域を遙かに越えた農村における集団化の強行は、同時に労働者に対しても直接的影響を与えたのであって、彼らが大量として帰郷するせよ、あるいは農村から新たに都市、工場に出た(もしくは出された)者が職場間の「放浪(бродяжничество)」を繰り返さずせよ、いずれにしてもすこぶるロシア農民的な諸形態でソビエトの工業化に抵抗することとなったのである。

進行しつつあった土地細分化についていえば、農業集団化は、第一に、基本耕地部分についてそれを廃絶した。しかもそれは全的な権力的強行としてではなく、すでに見たネップ初期土地法におけるひとつの独自の細分化抑制策、すなわち農家の家族的所有の強化による分家の間接的規制と同様に、ここにおいてもソビエト政権は、客観的に、農民的慣行の諸側面の意識的対立化によってそれを果すことができたように思われる。少くともそのような構想は実在した。1928年12月の「土地利用・土地整理一般原則」は、農家分割に対する行政的規制と他出者に対する制度的補償の強化を確認したものであったが([3]節参照)、同時にそれは、農家に対する農村共同体の統制と後者に対する国家機関の統制とを強めるものでもあった。すなわち、共同体(земельное общество)は「それに加した農家に対し土地および経営の管理規則を確定し、その成員の土地利用に対する監督を実施」すること、それはまた「それに対し与えられた土地の正常かつ合目的利用について国家に対し責任を負う」ことが定められ(第47条)、さらに、村ソビエトは、共同体の土地利用上の諸問題に責任を負わされ、共同体の決定を廃止する権限すら賦与された(第51条)¹²⁾。このことの意味は、農地分割の規制、さらには廃絶という点に関しても重要である。すでにドゥプロフスキーは述べていた。分家の結果としての「土地不足をたんに緩和し、これ以上のその激化を遅らせるだけ」では不充分である。「わが国における土地不足はあまりにも著しいから、土地の集積こそわれわれには必要である」が、この後者はソビエトの諸条件のもとでは「農家間の土地の兼併によってのみ、まさに協同組合的方法、土

地共同利用組合 (земельные товарищества) の形成によってのみ行なわれうる¹⁴⁾。そしてこの場合、「共同体を利用することは無条件に必要である」と。もちろん、ドゥプロフスキーにあっても「土地共同利用組合」は農業経営の完全な集団化の前提にすぎないし、またボルシェヴィキの共同体それ自身に対する評価も20年代末期には次第に否定的になってゆくから、共同体そのものを利用した細分化排除の最終的実現という方策が意識的に追求されつづけたとはいえないであろう。しかし、農地細分化の進行に端的に表現されるような初期ソビエト農業の状況のもとで、大規模な集団的農業生産の「新しい物質的、技術的土台をつくりあげるといふ課題は、このとき（集団化直前期——引用者）までにはいまだ解決されていなかった¹⁶⁾」以上、新たに形成されるものとされたなんらかの集団的経営体は、さしあたりは、旧い農業生産力に適合的な旧来の共同体に他ならないのであって、したがって、「土地利用の中心」、すなわち農業経営の中心を、これまでの個々の農家から「新たな農業共同体 (новое земельное с.-х. общество)」なるものに移すことにより農地分割を廃絶しようとする試み¹⁷⁾は、事実上、農家分与地の仕切りを撤廃して在来の共同体を生産の機構として利用する解決法といえた。第二に、土地細分化の廃絶はまた農家付属地 (усадебные земли)¹⁸⁾においてもほぼ基本的に確定した。それはしかしコルホーズが農家に対し付属地 (приусадебные земли) として特定面積の小地片を割りあてたという制度によるものではない。1922年の土地法典 (第127条)も、付属地は全農家にとって同一であるべきことを定めていた。問題は、コルホーズ農家自体において、もはや以前のように分家が志向されなくなった点にある。農家成員は、農外への労働力移動の強化、農家数とその平均的大きさの減少といった状況のなかで、農家の分割ではなく、むしろ彼らの財産持分の分離 (выдел)¹⁹⁾のみを要求するようになった。こうして分家は、「ソ連において、集団化への大量的移行とともに、ある程度、たんに歴史的な関心しかもたない²⁰⁾」ものとなり、ロシア農業積年の後進性の一象徴たる農家細分化は終止符を打たれた。

しかしこのような経済的進歩は多数の農民の強い抵抗に遭遇したことであ

ろう。分家という限られた一専象からではあっても、ソビエトで現実には強行された農業集団化に対して、農民が自己の志向にそぐわぬものを見出したことは想像に難くない。第一に、「分割された農家は集団化に最も近づきにくい」という事実があった。²¹⁾分家直後の農家は、全体として、あたかも堰を切ったかのごとく、極めて旺盛な経済活動を展開した。その一表現が農業経営の急速な拡張である（前掲第4表、参照）。もちろんそれは、クリツマンがいうように「所有者本能の爆発」と一義的に規定できるようなものではない。それは農家内外の種々の労働分野での「自己搾取（самоэксплуатация）」の著しい強化の結果なのであり、したがって、しばしば「賃労働者本能の爆発」でもあるのであって、このことは、経営拡張努力の強さが、なによりも農業生産の諸条件のより劣悪な「分家」においてより顕著であることから推定されうる。²³⁾とはいえ、そのように両義的なものとして、「私経営的積極性の急激な高揚」²⁴⁾は、たしかに分家直後の農家に特徴的な一現象であった。この志向は、それ自体として、社会化経営への志向とは対立した。この点に関する農業人民委員部のアンケート調査に対するトヴェーリ県土地管理局の回答はいう。「分家はその大部分が家族喧嘩によって、他出する農家の本家（основной двор）の者との折合いの悪さによって生ずる以上、土地慣行は、分家により零細化した農家がコルホーズに合同された例をあまり知らない。したがって、これらの農家がコルホーズに組織される可能性ありとする根拠をわれわれはもたないが、というのも、かかる心理からして、これらの農家は貧困とはいえないおも自分の家で生活したがるからである」、と。それゆえ、分割された農家²⁵⁾がもし集団的経営形態への接近を志向するとすれば、現実のコルホーズの諸問題を度外視するとして、それは分家に賭けた農民の直接的願望、すなわち家産の利用および労働収益の分配における不公正の除去の要求がある程度相対化され、彼らの半農民的、半「営業者」的状态のもとでは、経営と生活の根本的改善が大量として不可能であることも了解されるだけの時間的経過が必要ということであろう。しかし、第二に、多くの農民にとって新たな経営増進の可能性を生み出したように思われたであろう農村革命から、現実

強行された集団化までのたかだか10数年の期間は、少なくともロシア・ソビエトの客観的諸条件のもとでは、このような社会的志向を農民のあいだに一般的に定着させるには余りにも短かかったともいえよう。²⁶⁾ウラヂーミル県土地管理局は、前記の調査に対し、同県の「**コルホーズ**では平均的家族構成は4.5ないし5人(едок)である。農家1戸の平均的耕地保有は4.5ないし5.9ヘクタール、1人当り平均で耕地1ヘクタールである。したがって**コルホーズ**に合同されているのは中位の家族の農家である」と回答したが、²⁷⁾このことは、分家との関係では、少くとも20年代末において、**集団農場**を志向する程度が、分家直後の**小農家**に多い若い農民よりも、分家後ある程度時間を経た中年の戸主においてより強かったことを示唆するものであろうか。いずれにしても、**コルホーズ**に加入した農家の割合は、1927—29年の期間において、分割されなかった農家に関する限り、0.5% (タタル共和国) から5.7% (北カフカース) であつたにすぎない。²⁸⁾こうして農民は全体として**集団化過程**において農業経営の全般的社会化の方向とは性質を異にする自己の志向の存在を主張することとなつた。他方、農業機械化の理念およびその急速な政策的遂行と関連して、**コルホーズ**は、その労働の単位を旧来の共同体のように個々の農家に置かず、**コルホーズ**を構成する個々の農民とした。²⁹⁾それは革命初期の(農民)家族なる「ブルジョア的」制度に対する敵視の部分的再現を併うものでもあつた。³⁰⁾それは農民の一般的志向からすれば、その個別労働者的側面を極点にまで高めた極めて抽象的な労働の原理であつたのであろう。逆に農民は**集団化**のなかで**コルホーズ農家**の公的承認を執拗に求めた。そしてそれは1935年によく獲得される。³¹⁾こうして、農家付属地におけるいわゆる個人副業経営と**コルホーズ**外での**コルホーズ農家**成員の賃仕事とが権利として承認されたといえる。³²⁾ロシア農民の「個人主義的傾向」は、それとして、もはやいかなる方法によつても否定しえないソビエト農村社会のひとつの構成部分としての実を示した。³³⁾

- 1) Данилов, Крестьянский отход..., стр. 110. なお、これらの数字は郷内出稼ぎ(したがって通勤型のもの)を含む。これ以前は郷外に働きに出た者のみ出稼

ぎ者とされた。1926/27年にはソ連全体で315万人の農民が出稼者とみなされ(там же, стр. 80), したがって統計上では1927/28年に約80万人の増加があったことになるが, ダニエロフ氏の見解では, この増加分の約半数が統計観察対象の拡大による。農業出稼ぎの前年比50%以上の増加も同じ理由によるところ大であった(там же, стр. 109, 110)。なお, 革命前, とくに1890年代以降の統計調査においては, 通常, 郡外への出稼ぎのみが考慮された(З. и Н. Сваицкие, Земские подворные переписи. 1880—1913, М., 1926, стр. 50)。

- 2) Кушнер, Указ. соч., стр. 129. この村の場合はドンバスへの定住である。
- 3) 原資料でなされている階層区分は, その信憑性の低さ(本文[4]節註(37)の箇所を参照)のために引用しなかった。なお, 第9表の数値を最小限のものとするのは, 第一に前節註(19)におけるネムチーノフの言明のためであり, 第二に引用された数値はただ分家, 離村等を行なわなかった農家(сохранившиеся хоз.)にのみ関するものであって, この種の農家は分割された農家ほど「営業」を展開していないためである(Хрящева, Крестьянское хозяйство..., ч. II, стр. 62—63; Кубанин, Указ. соч., стр. 82—84)。ダニエロフ氏は, 非農業的労働者を出す農家(労働者を出す農家全般の%から農業労働者を出すその%を減じたもの)についてのみ, この統計を引用している(Данилов, Крестьянский отход..., стр. 112)。
- 4) Carr and Davies, op. cit., vol. 1—1 pp. 44—45. なお, この点はすでに危機発生当時において, その「主観的」(政策的)諸要因を強調する党内右派によって特に指摘された(溪内, 前掲書, 第一部, 360, 371, 378ページ, を参照)。
- 5) 出稼ぎが「とくに発展した地方では農業生産全般が衰退した」という(Данилов, Крестьянский отход..., стр. 104—105)。
- 6) 主要穀物(ライ麦と小麦)の播種面積および収量は, 1925年を100とする指数で1927年にはそれぞれ109.1および105.0に増加していたが, 1928年には97.6および94.8, 1929年には101.9および90.1と, 減少もしくは停滞傾向に転じた(Volin, op. cit., p. 187)。
- 7) 革命前後のロシアのそれぞれ異なった時期について, 二人の著名な理論家が同様にこの関連に注目した。1913年にスクヴォルツォフ・ステューパーノフは国内における独占体の価格政策について「農村の急速なプロレタリア化および窮乏化の比類なきメカニズムとなっている階級構造が, 相対的におこなわれている国における高いカルテル利潤の支柱をなしている」と述べ, 「このような状況においては工業の急速な発展と農民経済の全般的な退化(perpecc)とは並行しうる」と論じた(日南田静貞「ステューパーノフ『帝国主義論』について」——北海道大学『経済学研究』, 第23巻, 第1号 [1973年], 108—109ページ)。1928年にはブハーリンが, 「工業の急激な成長のもとで, 人口の著しい増加のもとで, さらにかかる人口の欲求

- の増大のもとで、国内の穀物量は増加してないのである」と当時のソビエト経済に対する現状分析を示した(邦訳『ブハーリン著作選』, 第2巻, 73ページ)。
- 8) 矢吹晋氏は、中国における農業集団化の客観的条件について、「半植民地中国の農民は土地改革にもかかわらずエンゲルスのいう小農にさえなりえず、自らを個人農としてではなく集団として解放するほかなかった」という見解を述べておられるが、この限りでは、ソ連の場合も基本的には同様でなかったかと筆者は考える(同氏訳、『毛沢東・政治経済学を語る』, 50—51ページ)。
 - 9) А. Чаынов, О дифференциации крестьянского хозяйства. — «Пути сельского хозяйства», 1927, No. 5, стр. 113.
 - 10) とはいえ、ソビエトの労働組合が、農村から押し出されてきた失業者に対し極めて冷淡であったことは記憶されるべきことである(Carr, op.cit., pp. 365—367)。
 - 11) Данилов, Крестьянский отход..., стр. 115—116. ダニエロフ氏はいう。「これはもはや農民の工業への出稼ぎではなく、むしろ労働者の農業への独特の出稼ぎ、農民的過去への一時的回帰である」と(там же, стр. 116)。
 - 12) シュワルツ『ソ連の労働階級及び労働政策』(松井七郎訳), 上巻, 20—25, 60, 77, 114, 129—130ページ, を参照。
 - 13) С. З., 1928, No. 69, Ст. 642. これらの規定は、その立法精神において、1880年代のツァーリ政府の分家規制策, すなわち、分家の実施に際し戸主と共同体集會(сход)の3分の2の同意を義務づけた1886年の法, さらに地主のなかから任命された地方司政官(земский начальник)の同意を義務づけた1889年の法(ドゥブロフスキー, 前掲書, 50—51ページ, を参照)に通ずる。
 - 14) Дубровский, Указ. соч., стр. 45.
 - 15) 溪内, 前掲書, 第一部, 673—678ページ。
 - 16) В. Данилов, Материально-техническая база сельского хозяйства СССР накануне сплошной коллективизации, — «Вопросы истории», 1956, No. 7, стр. 17.
 - 17) ミリュエチンの構想。《На аграрном фронте》, 1926, No. 11—12, стр. 139—140.
 - 18) 1920年代においても付属地の分割についての言及がみられる(см. Плотников, Указ. соч., стр. 5; «Сельско-хозяйственная жизнь», 1927, No. 40, стр. 19)。タンボフ県ヴィリャーチノ村の記述によれば、農家付属地は、他の共同体地のように割替が行われることはなかったが、分家に際して分割され、そのため付属地の大きさは農家ごとでまちまちであった(Кушнер, Указ. соч., стр. 28)。とはいえ、こうした付属地分割が行われたのは、この村の場合、人家の密集がそれほど激しくなかった1880年代まで(この頃、分家が頻繁となった)だったようである(там же, стр. 46)。なお、1720—50年代モスクワ県の2つの修道

院領における割替の研究によれば、「あらゆる種類の付属地（麻畑、野菜畑、宅地等を含む——引用者）が割替に従った」とされるが、こうした叙述は、時代の古さよりもむしろこの研究者による割替と分家の概念的混同によるところが大きいであろう。とはいえ、これは、割替とされるものの重要部分が現実には分家であることを示唆するものとして興味深い（Л. Вдовина, Земельные переделы в крестьянской общине в 20—50-е годы XVIII века, — 《История СССР》, 1973, No. 4, стр. 150—152）。

- 19) Shinn, op. cit., p. 618.
- 20) Энциклопедический словарь. Русский библиографический институт Гранат, т. XXXV, стр. 472.
- 21) 《На аграрном фронте》, 1929, No. 7, стр. 100.
- 22) там же ; Кубанин, Указ. соч., стр. 29.
- 23) このことはまた、分家を要求する家族成員が、主として、「営業」に従事する、あるいはその機会の多い年少者であったこととも関係しよう。ノヴゴロト県の農村通信員によれば、「分家は経済的問題についての争いと侮辱された腹立たしさ（『おれはもっと沢山働いている』）のために生ずる。父親のいるところでは長兄の、いないところでは末弟の要求によることがしばしばである」（Кубанин, Указ. соч., стр. 73）。
- 24) Кубанин Указ. соч., стр. 28.
- 25) там же, стр. 106.
- 26) 当時の農家の平均的存続年数は、年々の分割率から推定して、14—22年といわれた（Селиванов, Указ. соч., стр. 37）。
- 27) Кубанин, Указ. соч., стр. 105.
- 28) Сдвиги в сельском хозяйстве СССР..., стр. 68—69. この資料で採用されている階層区分のもとでは、皮肉なことに「小資本家経営」なる最上層において最大のコルホーズ加入率を示している地方（タタル共和国、ヴォルガ中流地方）すら生まれた。
- 29) L. Volin, 'The Peasant Household under the Mir and Kolkhoz in Modern Russian History,' — C. Ware (ed.), The Cultural Approach to History, N. Y., 1940, p. 133.
- 30) ある法学者は集団化に際して、農家世帯は集団農業において占めるべきならぬの場所もない、と述べたという（Shinn, op. cit., p. 614）。
- 31) Shinn, op. cit., pp. 614—615.
- 32) ただし、これらの農民の活動を「ただちに」拒否すべきでないことは、すでに集団化の初期にも言われていた。第16回党大会（1930年6—7月）の決定によれば、「あらゆる個人主義的技能および関心、社会化経営に対する追加的個人経営（唯

牛、めんよう、家禽、付属地の野菜畑)を営む可能性、外部での賃稼ぎを自分のために使う可能性等々、これらをアルテリに入った農民がただちに棄てるよう要求することは、マルクス・レーニン主義のABCを忘れることを意味する」とされた(Решения партии и правительства....., т. 2, стр. 231)。

- 33) 農家付属地の存続については、保田、前掲書、369ページ、またコルホーズ農家における「現代の出稼ぎ」については、S. and E. Dunn, *The Peasants of Central Russia*, N. Y., 1967, pp. 81—85. をそれぞれ参照。なお、これらの「伝統」の存続は、ソビエトの農民と農家がおかれた新しい諸条件によって基本的に規定された(この点、たとえばコルホーズ農家の副業経営について、丸毛忍「コルホーズ農家およびコルホーズ商業について」、『農業総合研究』、第12巻第2号[1958年]、169—170, 201—202ページ、また、中山弘正『現代ソヴェト農業』、1976年、9—10, 30—32, 187—198, 302—305ページ、を参照)ことはいうまでもない。

(本稿の作成に際し奥田央氏より貴重な資料を拝借することができた。記して謝意を表したい。)